

## 第4次海老名市男女共同参画プラン

---

誰もが輝く ジェンダー平等社会へ



海老名市  
令和7年3月

## はじめに



海老名市では、平成 17 年 3 月に「海老名市男女共同参画計画」を策定した後、平成 27 年 3 月に「第 2 次海老名市男女共同参画プラン」、そして令和 2 年に「第 3 次海老名市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて、多くの取り組みを進めてまいりました。

しかし、依然として意思決定の場における女性の割合が少なく、様々な分野で男女間の地位が平等とはいえない状況にあります。また、固定的な性別役割分担意識は、社会通念や慣習などの中に根強く残っており、男女の生き方の選択の幅を狭めています。

性別や年齢などに関わらず、多様な人々がそれぞれの力を発揮し、共に暮らす社会をダイバーシティ社会と表現します。

ダイバーシティという言葉に表されているように、男女共同参画やジェンダー平等の必要性が益々求められていることから、海老名市では、誰もが輝くことのできるジェンダー平等社会の実現を目指し、このたび「第 4 次海老名市男女共同参画プラン」を策定しました。

今後、市の最上位計画である「えびな未来創造プラン 2020」の個別計画として、更なる男女共同参画の推進に努めてまいります。

男女共同参画社会を実現するためには、市民の皆様一人ひとりのご協力と企業のみなさまの積極的な関わりが必要不可欠です。皆様とともに本計画の推進に努めてまいりたいと考えております。ご支援、ご協力をお願い申し上げます。

令和 7 年 3 月

海老名市長 内野 優

# 目 次

## 第1章 計画の基本的な考え方

1	計画策定の趣旨	2
2	第3次海老名市男女共同参画プランの評価	3
3	計画の性格	4
4	第4次海老名市男女共同参画プランの位置づけ	5

## 第2章 計画の概要

1	基本目標	7
2	計画の基本理念	7
3	基本方針	8
4	計画期間	9
5	計画の体系	9
6	指標・数値的目標の設定	10
7	重点的取り組み事項	11

## 第3章 施策の内容

基本方針1	あらゆる分野における男女共同参画の推進	13
施策の方向(1)	政策・方針決定過程への女性の積極的な参画	15
施策の方向(2)	女性の活躍推進	16
施策の方向(3)	男性の家庭、地域生活への参加	16
男女共同参画コラム①	「第4次海老名市男女共同参画計画について」	17
基本方針2	仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランスの実現)	18
施策の方向(1)	職業生活における活躍支援	20
施策の方向(2)	働き方改革と多様なワークスタイルの推進	20
男女共同参画コラム②	「これって偏見? ～無意識の偏見～」	21

基本方針 3	男女共同参画の視点から見た健やかで 安全・安心な暮らしの実現	22
施策の方向 (1)	あらゆる暴力の根絶	25
施策の方向 (2)	困難を抱えた人等に対する支援	26
施策の方向 (3)	生涯を通じた健やかで安心な暮らし	27
施策の方向 (4)	防災分野における男女共同参画の推進	27

基本方針 4	男女共同参画社会の実現に向けた意識 改革と基盤整備	28
施策の方向 (1)	固定的な性別役割分担意識等の解消のための意識改革	30
施策の方向 (2)	子ども・若者に向けた意識啓発	30
施策の方向 (3)	育児・介護等の基盤整備	31

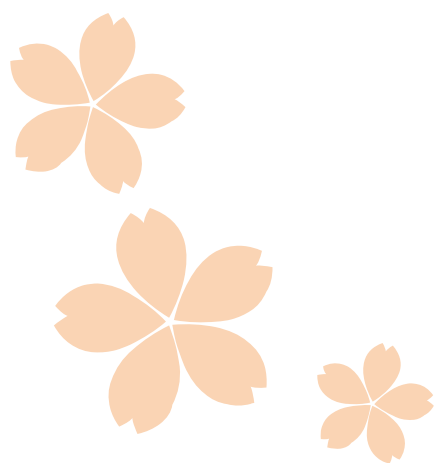
## 第4章 推進体制と進行管理

1	推進体制	34
2	進行管理	35

## 付属資料

海老名市男女共同参画アンケート調査の結果	37
策定経過	48
海老名市男女共同参画協議会委員一覧	49
パブリックコメントの結果	50
男女共同参画用語	51

# 第1章 計画の基本的な考え方



## 1 計画策定の趣旨

海老名市では、平成 17 年 3 月に策定された「海老名市男女共同参画計画」からスタートし、その後、「第 2 次海老名市男女共同参画プラン(平成 27 年策定)」及び「第 3 次海老名市男女共同参画プラン(令和 2 年策定)」に基づき、社会情勢の変化にあわせながら男女共同参画社会の実現に向けて多くの取り組みを進めてまいりました。

例えば、「第 3 次海老名市男女共同参画プラン」では、過去のプランを引継ぎながらも、基本目標に「男女共同参画のまち海老名」を掲げて、多様な性に関する理解の促進など新たな事業にも取り組んでまいりました。

しかしながら、家庭や職場などにおける性別による固定的な性別役割分担意識や、それに基づく社会制度及び慣行は、依然として強く残っています。

「第 3 次海老名市男女共同参画プラン」が令和 6 年度に終了することから、令和 7 年度(2025 年度)から令和 11 年度(2029 年度)を計画期間とする「第 4 次海老名市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現のために推進しなければならない諸課題について、市として様々な取り組みを進めてまいります。



### ひとくちコラム

#### 男女共同参画社会とは

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、また、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のことです。

## 2 第3次海老名市男女共同参画プランの評価

---

男性は外で働き、女性は家庭を守る…と、かつては当たり前のように性別による役割分担意識がありました。昭和61年（1986年）に施行された「男女雇用機会均等法」により、女性を取り巻く環境が変化し、女性の社会進出も進んできました。しかし、家庭や職場などにおいて、性別による固定的な社会制度及び慣行は、依然として強く残っています。

第3次海老名男女共同参画プランをとおして、こうした課題に引き続き取り組んでまいりました。このプランでは、基本方針ごとに定めた指標等があります。この指標から男女共同参画にかかわる意識・意向と実態がどうなっているかを把握するために、令和6年8月13日から9月16日まで男女共同参画に関するアンケート調査を行いました。

アンケートの結果中、「男女共同参画社会」については、言葉を聞いたことがある人は33.1%、言葉と意味も知っている人は40.5%でした。また、言葉と意味が分かり、実践（推進）している人は、5.4%でした。

「ワーク・ライフ・バランス」については、言葉を聞いたことがある人は22.6%、言葉と意味も知っている人は40.5%でした。また、言葉と意味が分かり、実践（推進）している人は、14.4%でした。

また、8つの分野について、「男女の地位が平等になっていると思いますか」という質問に対して、「男性が優遇されている」または「どちらかといえば男性が優遇されている」と回答した人の割合が高い分野は、「政治や政策決定の場（75.2%）」、「社会全体（65.1%）」、「職場（64.7%）」、「社会通念・慣習（64.7%）」、「家庭生活（61.8%）」となっています。

一方で、それらの回答が高くない分野は、「自治会等地域活動の場（49%）」、「法律や制度上（43.1%）」、「学校教育の場（11.3%）」になります。

社会全体や家庭、職場等での男女の地位は平等ではないという回答が多く、男女が平等な立場で能力を発揮しているとは言い難い状況であり、男女共同参画の推進を引き続き継続していく必要があります。

### 3 計画の性格

---

第4次海老名市男女共同参画プランの位置づけは、次のとおりとします。

#### (1) 男女共同参画社会基本法に基づく基本計画

この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条に規定された市町村における「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置づけ、本市における男女共同参画事業を総合的に推進します。

#### (2) DV防止法に基づく基本計画

本計画の「あらゆる暴力の根絶」の取り組みは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に基づく、海老名市における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」として位置づけ、配偶者等からの暴力の根絶へ向けて取り組みを進めます。

#### (3) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく基本計画

本計画の「困難を抱えた人等に対する支援」の取組は、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第8条の3に基づく、海老名市における「困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な計画」として位置づけ、あらゆる困難を抱えた人等の支援に取り組みます。

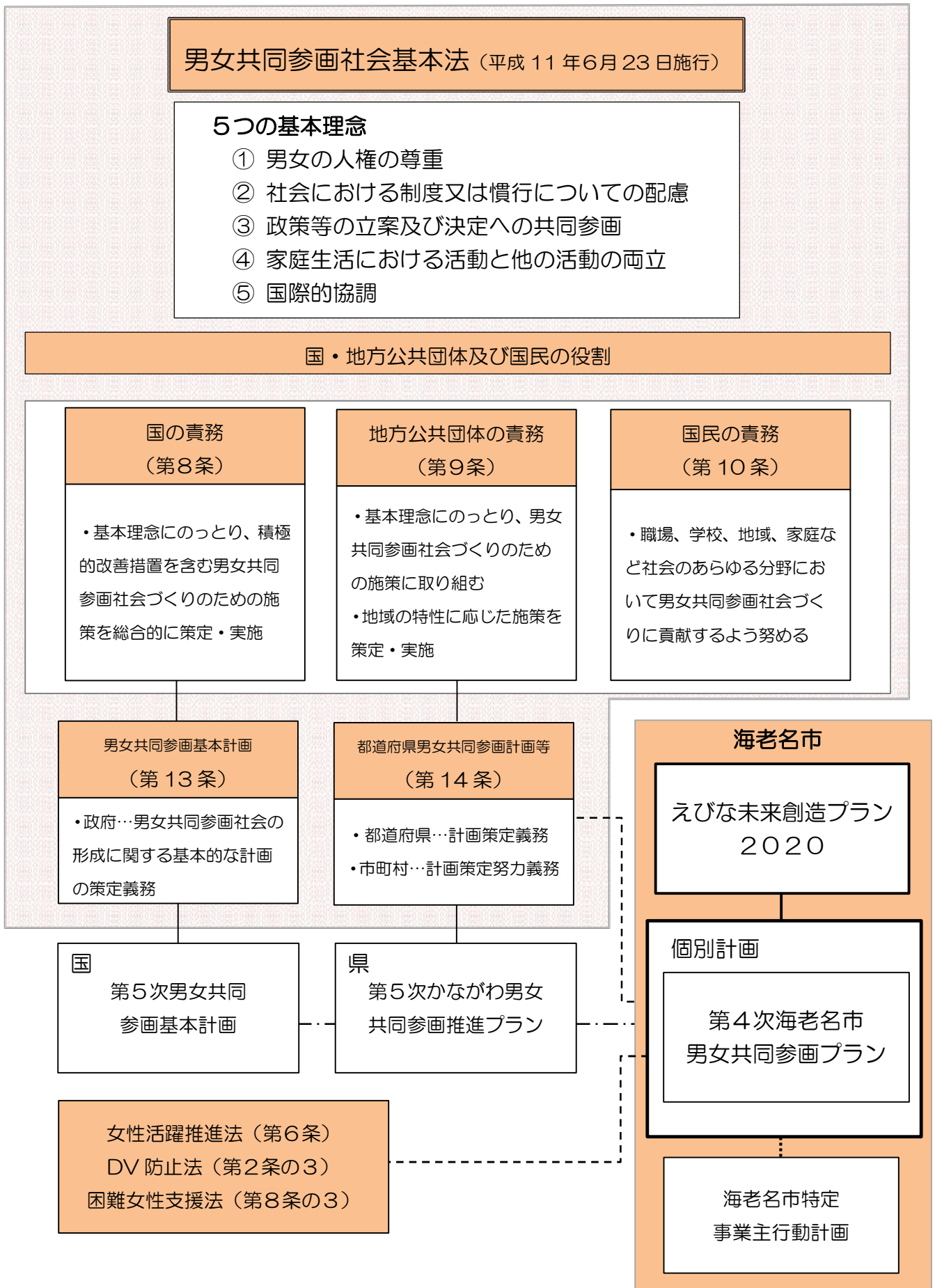
#### (4) 女性活躍推進法に基づく推進計画

国においては、平成27年9月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が施行され、国や地方公共団体が女性の活躍を推進することが義務化されました。本市はこの計画を女性活躍推進法第6条に基づく市町村推進計画として位置づけ、本市における女性の活躍を計画的に推進します。

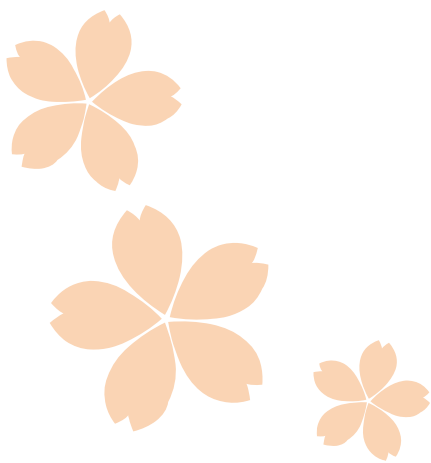
#### (5) 海老名市における個別計画

この計画を、海老名市の最上位計画である「えびな未来創造プラン2020」の個別計画として位置づけます。また、「海老名市特定事業主行動計画」とも連携し、目標達成に努めます。

## 4 第4次海老名市男女共同参画プランの位置づけ



## 第2章 計画の概要



## 1 基本目標

---

### 「誰もが輝く ジェンダー平等社会へ」

共に助け合い、男らしさや女らしさを強制されず、個人の能力や個性が発揮できる、豊かで活力にあふれた「みんなが笑顔 住みやすいまち えびな」を目指した計画です。

## 2 計画の基本理念

---

国の「男女共同参画社会基本法」の基本理念（5ページ参照）を尊重しながら、以下の項目を海老名市の基本理念とし、市民及び事業者等と連携し男女共同参画を推進します。

- (1) 性別等によって差別的な扱いを受けず、社会の対等な構成員としてあらゆる分野に参画でき、個人としての能力を発揮できるよう、すべての人の人権が尊重されること。
- (2) 社会のあらゆる活動において、すべての人が性別等に関わりなく意思決定過程に参画できるようにすること
- (3) すべての人がお互いに協力し、多様な働き方等を通じて、家事や子育て、介護等の家庭生活における活動を行い、家族としての役割を果たしながら、仕事や地域活動の両立が図られるようにすること。
- (4) 固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み等にとらわれず、あらゆる分野で、すべての人が能力や個性に応じて自由に選択し、発揮できるようにすること。

### 3 基本方針

---

基本理念や男女共同参画に関する国や県の動向、市の課題等を踏まえた上で、次のとおり方針を明確にします。

(1) あらゆる分野における男女共同参画の推進

男女共同参画について多くの市民に理解され、様々な分野において女性の参画や活躍を促進し、その能力が発揮されること。また、家庭や地域生活に男性が積極的に参画すること。

(2) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランスの実現）

職業生活におけるすべての人の活躍を支援すること。また、働き方の見直しや、ワーク・ライフ・バランスの推進により、すべての人が多様で柔軟な働き方をすることができること。

(3) 男女共同参画の視点から見た健やかで安全・安心な暮らしの実現

あらゆる暴力が根絶されること。また、ひとり親家庭など様々な困難を抱えるすべての人達への支援や、生涯にわたる健康支援、防災分野における男女共同参画の推進を行うこと。

(4) 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と基盤整備

固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、意識改革を行うこと。また、仕事と家庭生活の両立の一助となるように、育児・介護等の基盤整備に取り組むこと。

## 4 計画期間

計画期間は、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）の5年間とします。ただし、社会情勢の変化等に応じて、必要な見直しを行います。

## 5 計画の体系

基本目標	基本方針	施策の方向	主要施策
誰もが輝く ジェンダー 平等社会へ	1 あらゆる分野における男女共同参画の推進	(1) 政策・方針決定過程への女性の積極的な参画	①政策・方針決定過程への女性の積極的な参画
		(2) 女性の活躍推進	②女性の活躍推進
			③男女共同参画に関する意識啓発
	(3) 男性の家庭、地域生活への参加	④男性の家事・地域活動への参画促進	
		⑤男性の育児への参画促進	
	2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランスの実現）	(1) 職業生活における活躍支援	⑥女性の人材育成
		(2) 働き方改革と多様なワークスタイルの推進	⑦ワーク・ライフ・バランスの啓発と促進
			⑧仕事と家庭の両立支援等の推進
	3 男女共同参画の視点から見た健やかで安全・安心な暮らしの実現	(1) あらゆる暴力の根絶	⑨DV被害者への支援
			⑩犯罪被害者等に対する支援及び啓発
		(2) 困難を抱えた人等に対する支援	⑪性的マイノリティに対する支援
			⑫ひとり親家庭に対する支援
			⑬高齢者や障がい者に対する支援
		(3) 生涯を通じた健やかで安心な暮らし	⑭包括的性教育の推進
			⑮健康に対する支援
	(4) 防災分野における男女共同参画の推進	⑯防災分野における男女共同参画の推進	
4 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と基盤整備	(1) 固定的な性別役割分担意識等の解消のための意識改革	⑰男女共同参画社会の実現に向けた意識改革	
		⑱学校等における基盤整備	
	(2) 子ども・若者に向けた意識啓発	⑰若年層に向けた男女共同参画意識の意識改革	
		⑲子育てに関する福祉サービスの充実	
		⑳介護等に関する福祉サービスの充実	
(3) 育児・介護等の基盤整備	⑲学校等における基盤整備		
	⑳介護等に関する福祉サービスの充実		

## 6 指標・数値的目標の設定

本計画を実効性のあるものとするため、これまでの取り組み等を踏まえ、指標を定めて、数値的目標を設定します。

基本方針	指標	現状 (令和6年度)	目標
1 あらゆる分野における男女共同参画の推進	「男女共同参画社会」の認知度	45.9% (令和6年度)	60.0%
	市役所管理職（課長相当職以上）における女性割合	24.4% (令和6年度)	30.0%
	審議会等における女性の割合	28.5% (令和6年度)	30.0%
	女性の活躍推進事業所の表彰数	16件 (令和6年度)	25件
	市役所男性職員の育児休業取得率	44.4% (令和5年度)	50.0%
2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランスの実現）	ワーク・ライフ・バランスの認知度	54.9% (令和6年度)	65.0%
	市役所職員の年次有給休暇の取得	99.1時間 (令和5年度)	平均100時間 (年間)
3 男女共同参画の視点から見た健やかで安全・安心な暮らしの実現	DVに関する相談窓口の認知度	93.75% (令和6年度)	100.0%
	犯罪被害者に関する相談窓口の認知度		30.0%
4 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と基盤整備	保育所等における待機児童数	18人 (令和6年度)	0人
	性別役割分担意識の解消	17.3% (令和6年度)	30.0%



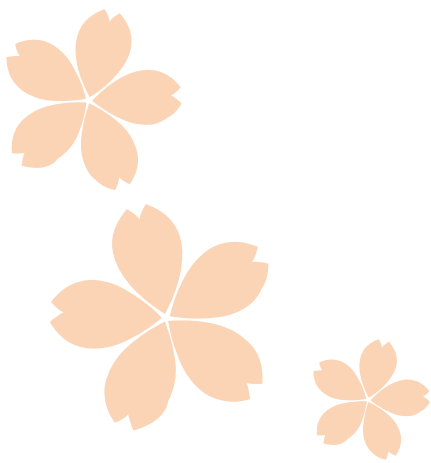
## 7 重点的取り組み事項

---

施策の現状と課題を踏まえた上で、次のとおり重点的な取り組みが必要です。

- (1) 政治や政策決定の場等において、女性の参画がいまだ進行していないことから、様々な分野における女性活躍に向けた取り組みが必要です。  
新たに女性が活躍する事業所を表彰する数値目標を設定し、女性の能力が発揮される事業所を広げていき、女性の参画を促進する必要があります。
- (2) 女性がずっと働き続けることを望む一方で、仕事と家庭の両立が難しくあきらめてしまう現状もあります。そのため、職業生活におけるすべての人の活躍を支援する取り組みが必要です。また、従来の働き方を見直し、男女がともに仕事と生活のバランスを保つために多様で柔軟な働き方ができる環境づくりを推進する必要があります。
- (3) 男女の人権が尊重され、健やかで安全・安心な暮らしの実現のため、あらゆる暴力の根絶に向けて、新たに犯罪被害者等への支援や啓発に取り組みます。また、ひとり親家庭など様々な困難を抱えるすべての人達への支援や、生涯にわたる健康支援、防災分野における男女共同参画の推進に引き続き取り組めます。
- (4) 固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、男女がともに家事への関心を高めていき、意識改革を図る取り組みが必要です。そのため、新たに、男性の家事への関心を高めるための取り組みを行います。また、若年層が性別にとらわれない自己形成ができるように引続き意識啓発に取り組めます。

### 第3章 施策の内容



# 基本方針 1

## あらゆる分野における男女共同参画の推進

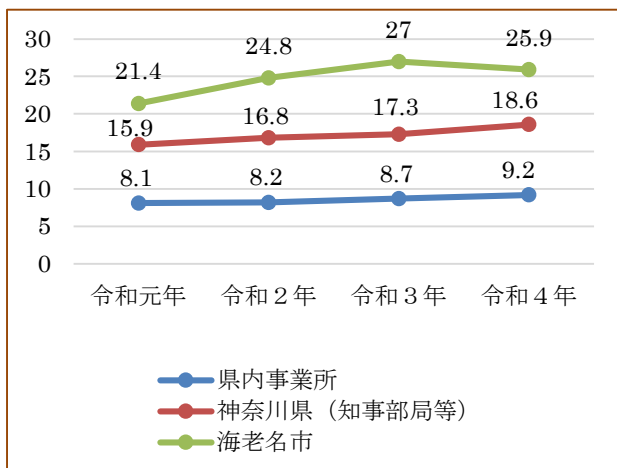
男女共同参画についての理解が深まることにより、男女ともに個性と能力を発揮し、様々な生き方を選択できる社会づくりを目指します。あらゆる場面で活躍する女性を増やすことで意見や発想の多様化を促進し、社会全体の活性化を目指します。

### 現状と課題

(出典は p 14)

黄金の3割理論を提唱したロザベス・モス・カンターによると、組織の活性化には、少数派の比率が3割以上必要と述べています。女性管理職の割合は年々増加しているものの、引き続き取り組む必要があります。

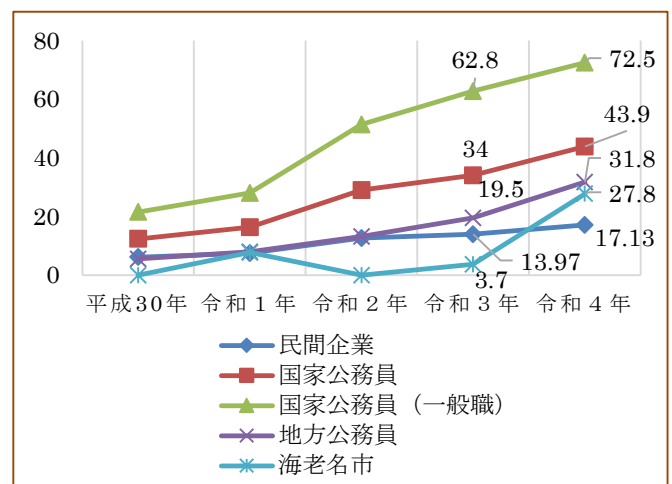
【資料①】女性管理職の割合



【資料②】民間企業の雇用者の各役職段階に占める女性の割合の推移



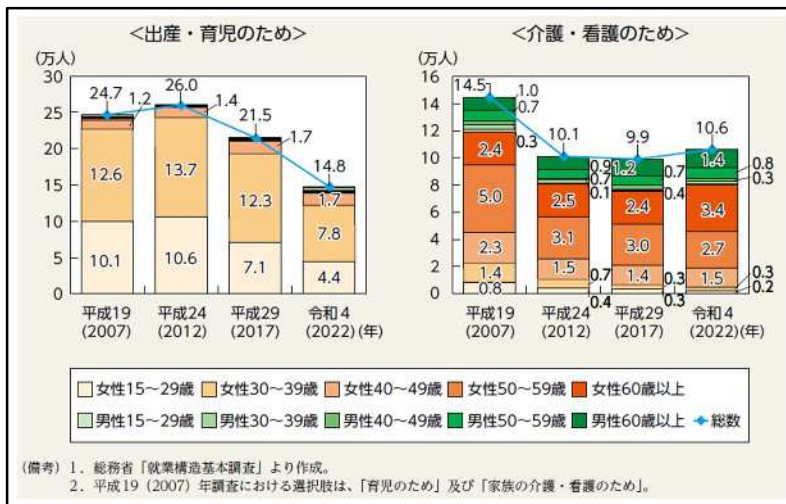
【資料③】男性の育児休業取得率の推移



また、男性の育児休暇取得率は増加しているが、全国的な水準には未だ低いため、引き続き取り組む必要があります。育児や介護による離職率は男女における差が著しく、より一層重点的に取り組む必要があります。解消のためには全ての人が、男女共同参画の必要性について理解を深め、参画

することが求められます。そして、男性も女性も、社会や家庭で自立できる力をつける必要があります。

【資料④】育児・介護による離職者数の推移



(出典)

資料①：神奈川県「2023（令和5）年版神奈川県の男女共同参画 男女共同参画参画年次報告書」を基に作成。海老名市は「令和元年度事業評価結果報告書及び計画期間5年間の総評」、「令和2年（2020）度事業評価結果報告書」及び「令和3年（2021）度事業評価結果報告書」より作成。

資料②：内閣府「令和6年度男女共同参画白書」

資料③：1. 内閣府「令和6年度男女共同参画白書」（2024）を基に作成。

2. 海老名市は「令和4年度事業評価結果報告書」及び「令和5年度事業評価結果報告書」より作成。

資料④：内閣府「令和6年度男女共同参画白書」

## 具体的な取り組み

あらゆる分野における男女の活躍と、意思決定過程への女性の参画を促進するとともに、男性の家庭・地域活動への参画を推進します。

市民への情報提供を幅広く継続的に行い、また、子どもの頃からの教育をはじめとして、家庭、学校、仕事、社会など様々な場면을捉えて学習機会の提供をします。

### ■ 指標・数値的目標

基本方針	指標	現状 (令和6年度)	目標
1 あらゆる分野における男女共同参画の推進	「男女共同参画社会」の認知度	45.9% (令和6年度)	60.0%
	市役所管理職（課長相当職以上）における女性割合	24.4% (令和6年度)	25.0%
	審議会等における女性の割合	28.5% (令和6年度)	30.0%
	女性の活躍推進事業所の表彰数	16件 (令和6年度)	25件
	市役所男性職員の育児休業取得率	44.4% (令和5年度)	10.0%

### ➤ 施策の方向（1）政策・方針決定過程への女性の積極的な参画

市政等における方針決定過程において、女性の意思が公平に反映されるように、審議会等における女性の登用を推進します。

### ■ 主要施策

#### ① 政策・方針決定過程への女性の積極的な参画

主要事業	事業説明
審議会等委員への女性の参画推進	男女の意見を政策形成の場へ反映させるため、審議会等の委員構成において、女性の登用を推進します。

## ➤ 施策の方向（２）女性の活躍推進

女性の参画は、既存の価値観等に変革をもたらすきっかけとなります。男女共同参画に取り組んでいる事業所の推進や情報提供などを通して、女性の活躍推進を図ります。

### ■ 主要施策

#### ② 女性の活躍推進

主要事業	事業説明
女性の活躍推進事業所の表彰	女性の能力を活用し、男女が共に働きやすい職場環境づくりを積極的に進めている事業所を表彰します。

#### ③ 男女共同参画に関する意識啓発

主要事業	事業説明
男女共同参画に関する学習機会の提供	男女共同参画についての学習機会として、講演会等を実施します。

## ➤ 施策の方向（３）男性の家庭、地域生活への参加

女性の社会進出を促進するためには、出産や育児などにおける男性の参画が必要です。男女が共にその能力を十分に発揮して、様々な分野で活躍しやすい環境づくりを推進します。

### ■ 主要施策

#### ④ 男性の家事・地域活動への参画促進

主要事業	事業説明
男性の家事・地域活動への参加の促進	男性の固定的な性別役割分担意識の変化を促すため、家事や地域活動への参加を推奨する講座やイベントを実施します。
男の料理教室	男性の料理への関心を高め、家庭等において健康的な食事の用意ができるように講座を実施します。

#### ⑤ 男性の育児への参画促進

主要事業	事業説明
男性の育児参加の促進	男性の育児への関わりを深めるため、講座等への父親の参加を呼びかけ、啓発活動等を実施します。

●●● 男女共同参画コラム① ●●●

第4次海老名市男女共同参画計画について

中央大学名誉教授

広岡守穂

男女共同参画は非常に広い範囲にわたっています。DV、企業、働き方、災害対策、子育て、夫婦別姓、性の多様性などなど。最近は大ダイバーシティということばが企業などで用いられることが多いですが、男女共同参画の取り組みには以前からダイバーシティの要素がしっかり盛り込まれてきたのです。

海老名市では優秀企業表彰に取り組んできました。なかなか大変だと思いますが、毎年表彰されています。こういう取り組みは全国的にみてあまり多くないですが、海老名市の事業者間にはかなり浸透してきています。効果は大きいと思います。ずっと続けるのはたいへんだろうから何年かの期限付きでいいのではないかと思っていましたが続いています。素晴らしいと思います。

策定のための審議会メンバーは性、年齢、職業などとても多様です。いつも活発な意見交換が行われています。どんな取り組みが必要かいちばんはつきりと現れる場です。印象的なのは、以前も今も家庭における性別役割分担にかかわる発言が多いことです。これは以前から変わりません。つくづく家庭の中の夫婦関係が大切だということを感じさせられます。

意識調査の結果を経年的に追いかけてみると、性別役割分担についての現状は少しずつよくなっていることがうかがわれます。しかし変化が早いわけではありません。アジア諸国の意識や実態の変化とくらべてみると、いまや日本が進んでいるとは決して言えない状況です。地域社会発で国を動かそうというくらいの思いで取り組むことが求められているのかもしれない。

自治体は良くも悪くも男女共同参画の最前線です。自治体がつくる男女共同参画計画には、日本社会の現状とめざすべき方向がはっきり現れています。海老名市の計画は第四次になりますが、これまでの進展とこれからの方向が反映されています。バランスと配慮が行き届いた計画になりました。これから計画に則ってしっかり取り組んでほしいと思っています。

## 基本方針 2

### 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランスの実現）

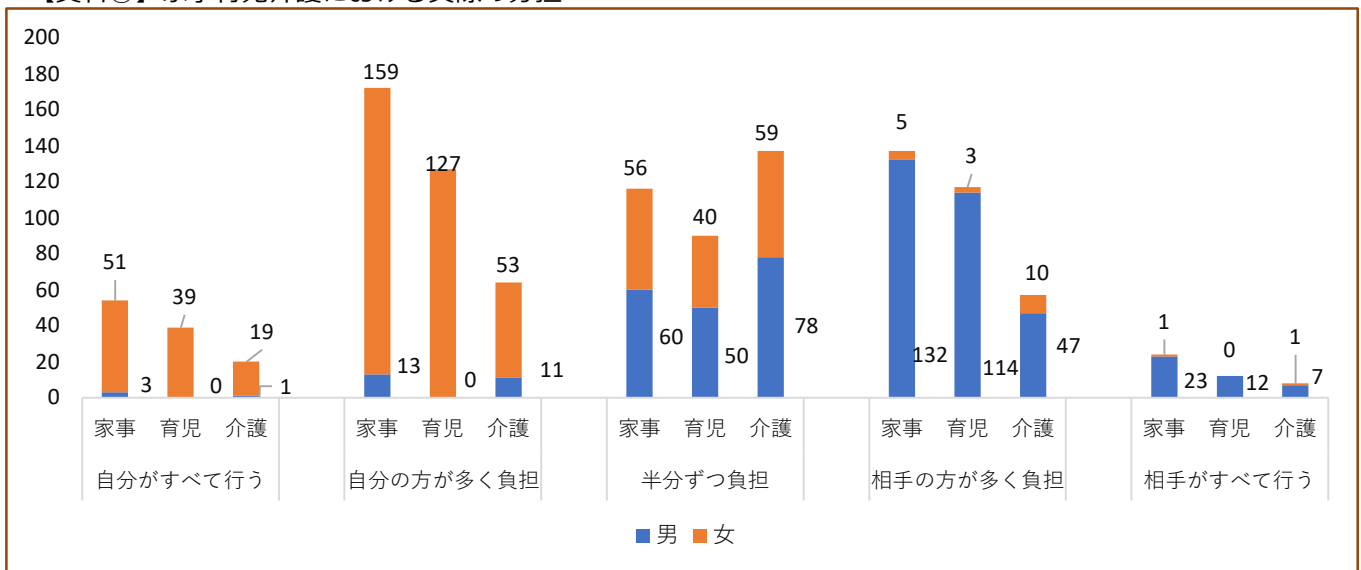
社会のあらゆる分野で力が発揮できるように、女性自身の意識や能力を高め、女性の活躍を支援し、また、働き方改革やワーク・ライフ・バランスを推進することで、ライフステージに応じて自らの希望に沿って展開できる社会の実現を目指します。

## 現状と課題

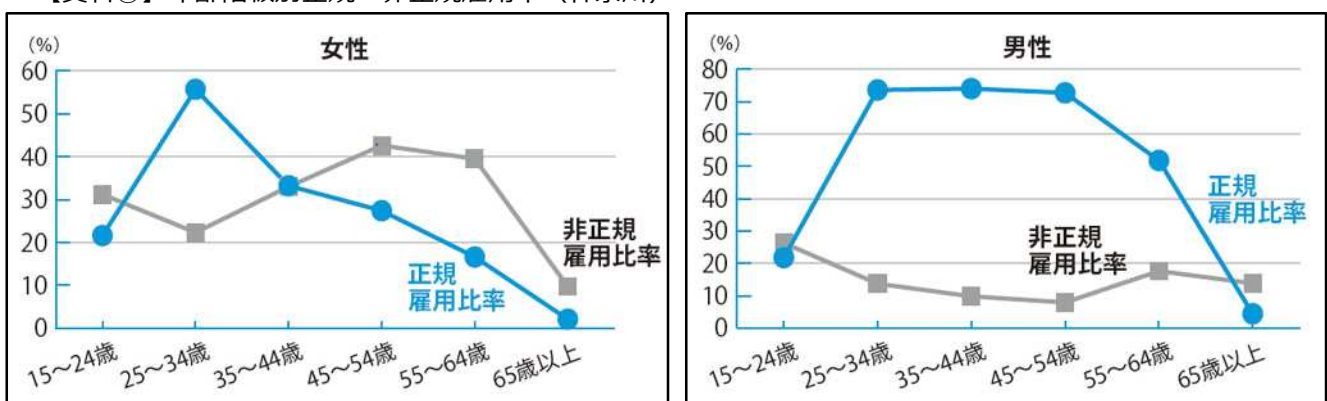
（出典は p 19）

家庭における役割分担においては、女性が家事や育児、介護などの家庭生活の大部分を担っています。仕事と家庭の両立が難しいため、仕事を続けることをあきらめてしまう女性も多く、資料⑥の年齢階級別正規・非正規雇用率では、L字カーブとして表れています。

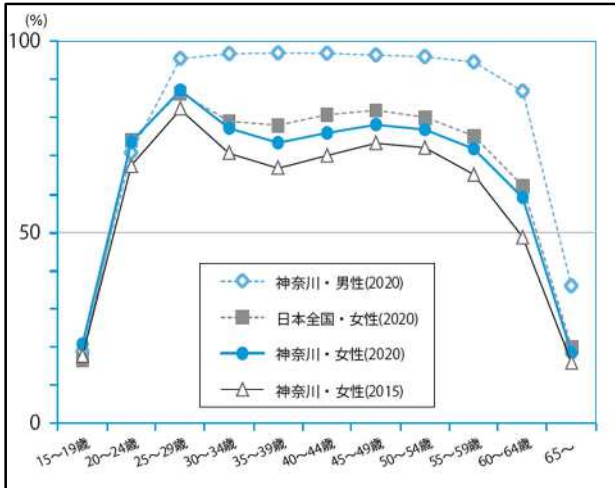
【資料⑤】家事育児介護における実際の分担



【資料⑥】年齢階級別正規・非正規雇用率（神奈川）



【資料⑦】女性の年齢階級別労働力率（神奈川・全国）



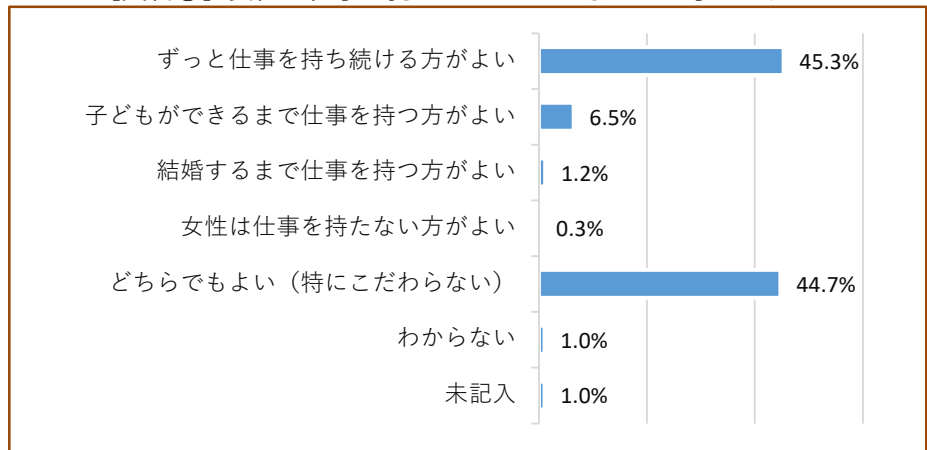
【資料⑧】6歳未満の子どもを持つ夫婦の仕事時間、家事・育児関連時間（神奈川・全国）



資料⑧によれば、男性の労働時間は長時間化する傾向にあり、男性が積極的に育児等の家庭生活へ参画できないことも問題となっています。

女性が仕事を持つことについて、資料⑨によれば「ずっと仕事を持ち続ける方がよい」及び「どちらでもよい（特にこだわらない）」という回答の割合はとても高いです。

【資料⑨】女性が仕事を持つことについて、どう考えますか



仕事を続けたい方が続けられるように、従来の働き方を見直し、企業や個人の意思改革を促し、男女ともに自らが希望するバランスで働くことのできる環境づくりが必要です。

（出典）

資料⑤：海老名市男女共同参画アンケート（令和6年度）

資料⑧：かながわ男女共同参画推進プラン（第5次）

資料⑥：かながわ男女共同参画推進プラン（第5次）

資料⑨：海老名市男女共同参画アンケート（令和6年度）

資料⑦：かながわ男女共同参画推進プラン（第5次）

## 具体的な取組み

女性自身の意識や能力等を高め、職業生活等における支援を行います。

男女が共に自らの希望に沿って働くことができるように、働き方改革を図り、ワーク・ライフ・バランスを推進します。

### ■ 指標・数値的目標

基本方針	指標	現状 (令和6年度)	目標
2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランスの実現）	ワーク・ライフ・バランスの認知度	54.9% (令和6年度)	65.0%
	市役所職員の年次有給休暇の取得	99.1時間 (令和5年度)	平均100時間 (年間)

## ➤ 施策の方向（1）職業生活における活躍支援

女性自身の意識や能力を高め、社会のあらゆる分野で力を発揮し、職業生活などに生かすことができるように取り組めます。

### ■ 主要施策

#### ⑥ 女性の人材育成

主要事業	事業説明
女性のエンパワーメントの促進と人材育成	女性のエンパワーメントが向上するように、講座や講演会等を実施します。

## ➤ 施策の方向（2）働き方改革と多様なワークスタイルの推進

従来の働き方を見直し、企業や個人の意思改革を促し、男女ともに自らが希望するバランスで働くことのできる環境づくりに取り組めます。

## ■ 主要施策

### ⑦ ワーク・ライフ・バランスの啓発と促進

主要事業	事業説明
ワーク・ライフ・バランスの啓発	ワーク・ライフ・バランスの推進のため、講座や講演会等を実施します。

### ⑧ 仕事と家庭の両立支援等の推進

主要事業	事業説明
労働講座の開催	男女雇用機会均等法の周知徹底を図るとともに、男女ともに能力を発揮できるよう労働講座を開催します。

#### ●●● 男女共同参画コラム② ●●●

これって偏見？ ～無意識の偏見～

海老名市男女共同参画協議会

会長 今別府 淳子

男女共同参画が十分に進まない原因の一つにアンコンシャスバイアスが挙げられます。アンコンシャスバイアスとは、過去の経験や周囲から見聞きした情報から自分では気づかないうちに作られる日常の言動として現れる「無意識の偏見」と言われています。

また、性別に対する思い込みや偏見は「ジェンダーバイアス」として根強く残っているとされ、家庭や学校、職場など様々な場面で遭遇することもあるのではないのでしょうか。例えば「女なのだから育児に専念すべき」「育児中の女性に重要な仕事は任されない」「男性は仕事をして家計を支えるべきだ」「育児休業は母親がとるもので父親はとるべきではない」などが挙げられます。このようなバイアスは、多かれ少なかれ誰もが抱いたかもしれませんし、当たり前だとされた時代もあったかもしれません。無意識の偏見は普段の態度や会話にあらわれ、自覚なく相手を不快にさせるだけでなく、ハラスメントや人間関係の悪化を生じ、人権を侵害する差別にほかなりません。また、環境や経験によって誰もが持つ先入観や思い込みが原因になるために、とても身近で気づきにくい偏見とも言えます。このような偏見をなくすためには、個人や家庭、社会がどのような無意識な偏見を持っているかを知ること「気づき」によって、これまでの価値観が偏見であったことを認められる柔軟な心構えを持つことが重要です。

海老名市でも性別や人種に関わらず、多様性を認めあえる環境づくり、このような偏見のない街づくりを進めて行きましょう。

基本方針  
3

男女共同参画の視点から見た健やかで安全・安心な暮らしの実現

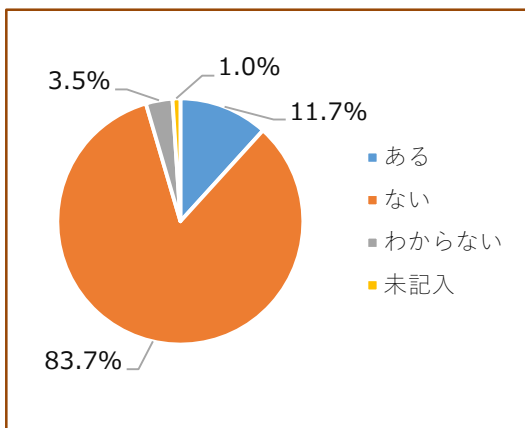
男女の人権が尊重され、あらゆる暴力を根絶し、全ての人が安心な生活を送ることができ、心身ともに健やかに生きることのできる社会を目指します。

現状と課題

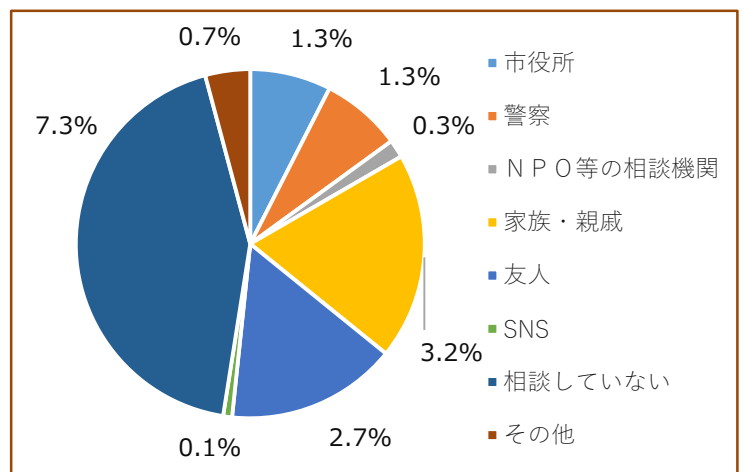
(出典は p 24)

あらゆる暴力の中の1つであるドメスティック・バイオレンス(DV)は、性別を問わず発生し、被害は複雑化・多様化しています。DV被害者のうち、相談していない人について、より一層サポート体制を整えていく必要があります。

【資料⑩】DVの被害経験(海老名市・全国)

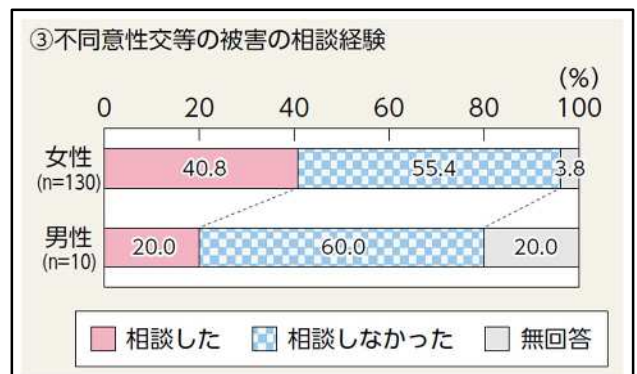
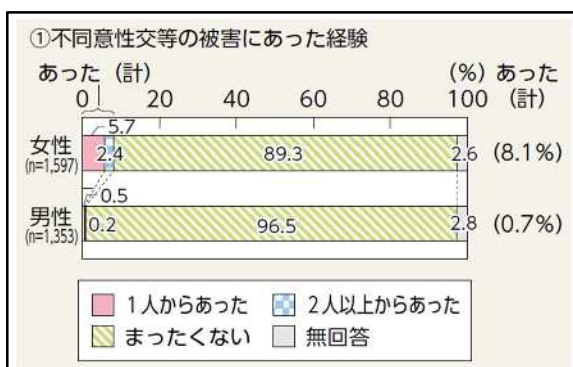


【資料⑪】DVの相談先

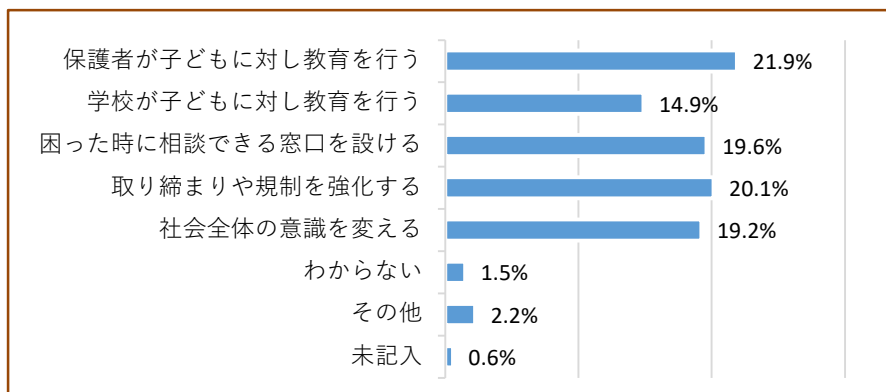


性犯罪や性暴力等の暴力を防ぎ、安全に暮らすことのできる社会を形成するためには、若い世代への意識啓発を行い、意識の醸成が必要です。また、教育機関などとの連携も必要です。

【資料⑫】不同意性交等の被害にあった経験等(令和5(2023)年度)(一部抜粋)

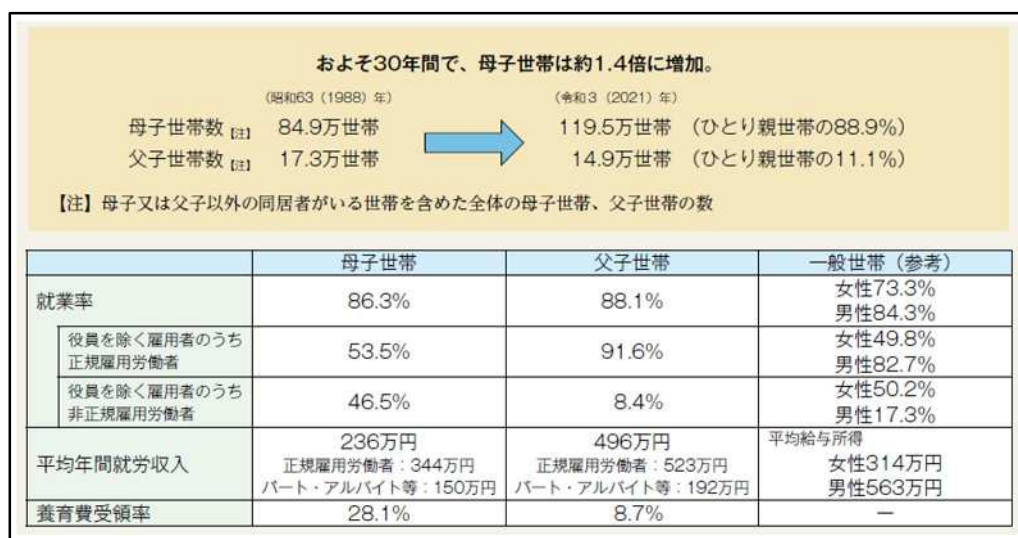


【資料⑬】若年層の性犯罪被害防止のために必要なこと



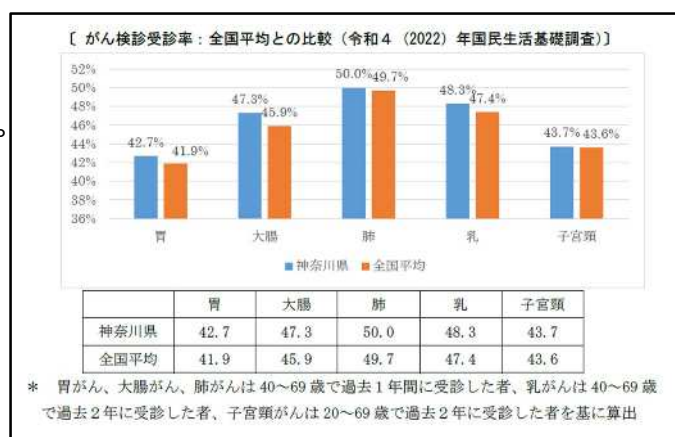
高齢者やひとり親家庭の貧困率が高まっていることから、そういった様々な困難を抱えた人に対して支援することも重要です。ひとり親家庭について注目すると、資料⑭にあるとおり、母子世帯が増加傾向にあり、また 46.5%が非正規雇用労働者となっています。平均年間就労年収も 236 万円と低いため、引き続き支援を続けていく必要があります。

【資料⑭】ひとり親世帯の状況



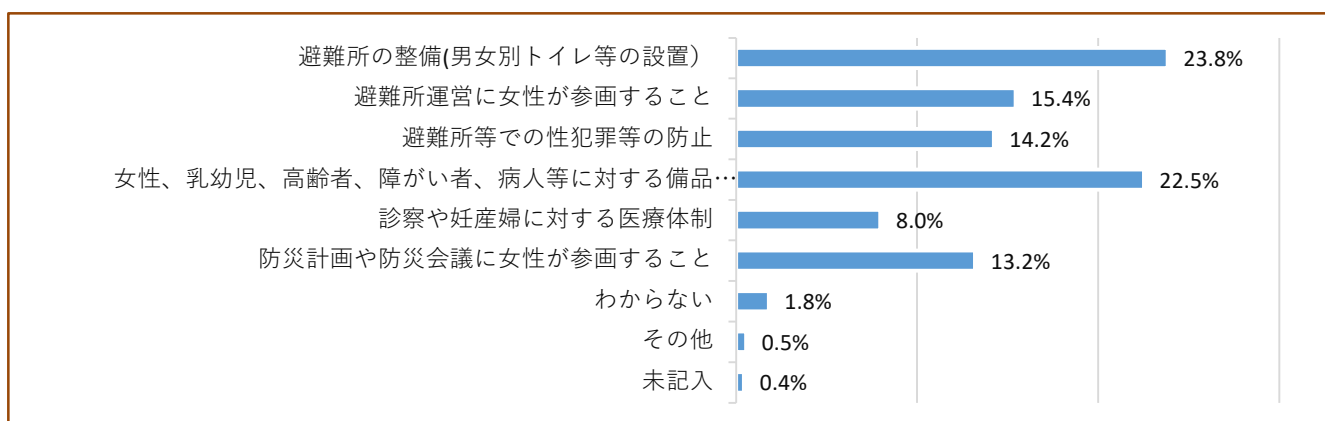
【資料⑮】子宮頸がん検診及び乳がん検診受診率の推移

妊娠や出産など、女性のライフステージに応じた健康支援に取り組む必要があります。国は、第4期がん対策推進基本計画において、がん検診受診率の目標値を60%に設定しました。子宮頸がんなどは早期発見が重要となります。



防災分野では、例えば、令和6年能登半島地震において、減災と男女共同参画研修推進センターが実施した、「令和6年能登半島地震の女性の経験と意思に関するヒアリング調査」によると、避難所の運営において、女性や多様な人々のニーズが把握されていなかったことなどが課題としてあります(1)。今後、男女共同参画の視点を十分に取り入れていくことが必要です。

【資料⑩】男女共同参画の視点による防災分野における取組について



(出典)

資料⑩：海老名市男女共同参画アンケート(令和6年度)

資料⑭：内閣府「令和6年度男女共同参画白書」

資料⑪：海老名市男女共同参画アンケート(令和6年度)

資料⑮：神奈川県「神奈川県がん対策推進計画(令和6(2024)年度～

資料⑫：内閣府「令和6年度男女共同参画白書」

令和11(2029)年度)」

資料⑬：海老名市男女共同参画アンケート(令和6年度)

資料⑯：海老名市男女共同参画アンケート(令和6年度)

(参考文献)

(1) 減災と男女共同参画研修推進センター “令和6年能登半島地震の女性の経験と意思に関するヒアリング調査”

<http://gdr.org/2024/04/1730/>

## 具体的な取組み

あらゆる暴力を根絶を目指し、DVや犯罪被害者への支援啓発に取り組みます。また、ひとり親家庭や高齢者など困難を抱えた人等に対する支援や、健康に対する支援、防災分野における男女共同参画の推進に取り組みます。

### ■ 指標・数値的目標

基本方針	指標	現状 (令和6年度)	目標
3 男女共同参画の視点から見た健やかで安全・安心な暮らしの実現	DVに関する相談窓口の認知度	93.75% (令和6年度)	100.0%
	犯罪被害者に関する相談窓口の認知度		30.0%

## ➤ 施策の方向（1）あらゆる暴力の根絶

DVは、重大な人権侵害であり、家庭内で行われるため同居する子どもにも重大な影響を及ぼします。暴力に悩む女性などを支援するため、関係機関と連携して、相談・一時保護・自立に向けた切れ目のない支援の充実に取り組みます。

また、JKビジネス問題等の性犯罪・性暴力被害に対する啓発等に取り組みます。

### ■ 主要施策

#### ⑨ DV被害者への支援

主要事業	事業説明
DV被害者の総合対策の推進	DV被害者を迅速かつ適切に支援するため、相談等を実施します。支援に係る市民等からの提案や苦情の申立に対し、適切に対応します。
経済的な支援	経済的自立と生活意欲の助長を促すため、生活保護制度等の経済的支援の活用を図り困窮者を支援します。
DV等に対する啓発活動の充実	広報などを通して、DVに対する正しい認識を広め啓発に努めます。

## ⑩ 犯罪被害者等に対する支援及び啓発

主要事業	事業説明
若年層への啓発	若年層への暴力被害防止のため、広報等を通して、JKビジネス等に対する啓発などに努めます。
犯罪被害者等への支援	犯罪被害者等に対して、安全・安心に暮らせるための支援などに取り組みます。

## ➤ 施策の方向（２）困難を抱えた人等に対する支援

多様な性に関する啓発などを通して、性的マイノリティの方々に対する支援を行います。また、ひとり親家庭に対して経済的な支援や、高齢者に向けた健康講座、障がい者に対する福祉サービスの充実など、各種支援に取り組みます。

### ■ 主要施策

#### ⑪ 性的マイノリティに対する支援

主要事業	事業説明
多様な性に関する意識啓発	多様な性を尊重する社会の実現のために、広報等を通して啓発します。

#### ⑫ ひとり親家庭に対する支援

主要事業	事業説明
ひとり親家庭の自立に向けた経済的支援	ひとり親家庭の自立支援のため、母（父）子等に対して福祉資金の貸付や家賃助成、医療費助成等様々な支援を行います。
ひとり親家庭への就業支援	母（父）子家庭を対象とした就業相談を行います。職業能力開発等の資格の取得にあたっては、受講料の一部支援や生活費の助成を行います。

#### ⑬ 高齢者や障がい者に対する支援

主要事業	事業説明
高齢者向け健康講座の開催	65歳以上の高齢者の介護予防や健康維持・増進、仲間づくりを促進するための介護予防教室や健康講座を実施します。
障がい者と障がい者の家族の支援	移動支援や日中一時支援等、障がい者と障がい者の家族を支援する事業を「海老名市障がい者福祉計画」に基づき実施します。

## ➤ 施策の方向（３）生涯を通じた健やかで安心な暮らし

学校教育において、性教育や性感染症に対する支援を実施します。

また、各種健康診査や健康教室の開催等を通して、健康に対する支援を行います。

### ■ 主要施策

#### ⑭ 包括的性教育の推進

主要事業	事業説明
性に関する指導・エイズ教育の実施	学校教育において、生命の創造、妊娠の経過、出産のしくみ等に関する正しい知識を適正に指導します。

#### ⑮ 健康に対する支援

主要事業	事業説明
妊娠期からの継続支援の実施	妊娠健康診査や、健康相談を実施します。
新生児訪問指導等の実施	母子の健康保持のため、助産師や保健師による家庭訪問を行います。
各種健康診査の実施	男性特有の前立腺がん、女性特有の子宮がん・乳がん等の検診を実施し、早期発見につなげます。
健康教室の開催	男女ともに心身の健康が保たれるよう講座を開催します。

## ➤ 施策の方向（４）防災分野における男女共同参画の推進

防災分野における男女共同参画の視点を取り入れることで、防災体制等の向上を図ります。

### ■ 主要施策

#### ⑯ 防災分野における男女共同参画の推進

主要事業	事業説明
防災分野への女性の参画	防災講演会等に男女共同参画の視点も盛り込み、実施します。
地域防災計画の見直し	避難所マニュアル等の作成において、男女共同参画の視点も盛り込みます。
女性防火推進員の活躍支援	海老名市女性防火推進員の防火・防災に関する研修会や訓練等の事業を実施します。

**基本方針**  
**4**

**男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と基盤整備**

幅広い世代に対して、男女共同参画に関する認識を広め、男女共同参画意識の向上を目指します。また、育児や介護等の基盤整備を行うことで、ライフスタイルなどにおいて多様な選択ができるように取り組みます。

**現状と課題**

(出典は p 29)

男女間の平等感について、資料⑰によれば、「政治や政策決定の場」や「社会全体」の場などを筆頭に、様々な場面において、「男が優遇されている」「どちらかと言えば男性が優遇されている」を選択しています。未だ、男女の地位が平等でなく、特に女性にとって不平等な場面が多いことがわかります。

【資料⑰】男女の地位は平等になっていると思いますか

「男性が優遇されている」及び「どちらかといえば男性が優遇されている」の合計	%
政治や政策決定の場	75.2
社会全体	65.1
職場（採用、給与、昇進、役職等）	64.7
社会通念・慣習（男は仕事、女は家庭等）	64.7
家庭生活（家事、育児、介護等）	61.8
自治会等地域活動の場（役割、役職等）	49.0
法律や制度上	43.1
学校教育の場（児童・生徒の役割）	11.3

性別役割分担意識については、資料⑱によると、「男性は仕事をして家計を支えるべきだ」という回答が男女共に多いことがわかります。また、男女差が開いた項目は、「男性は～べきだ」という項目になり、全体的に男性が高くなっています。

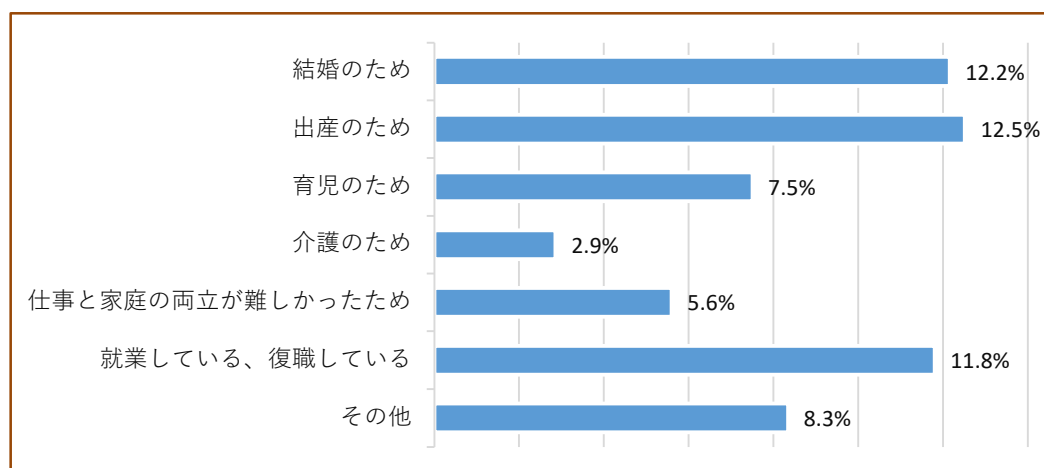
【資料⑱】性別役割分担意識について（「そう思う」＋「どちらかといえばそう思う」の合計）

男性 上位10項目	回答者数：5452	(%)
1 男性は仕事をして家計を支えるべきだ		48.7
2 女性には女性らしい感性があるものだ		45.7
3 女性は感情的になりやすい		35.3
4 デートや食事のお金は男性が負担すべきだ		34.0
5 育児期間中の女性は重要な仕事を担当すべきでない		33.8
6 女性がか弱い存在なので、守られなければならない		33.1
7 男性は結婚して家庭をもって一人前だ		30.4
8 男性は人前で泣くべきではない		28.9
9 女性は結婚によって、経済的に安定を得る方が良い		28.6
10 共働きでも男性は家庭よりも仕事を優先すべきだ		28.4

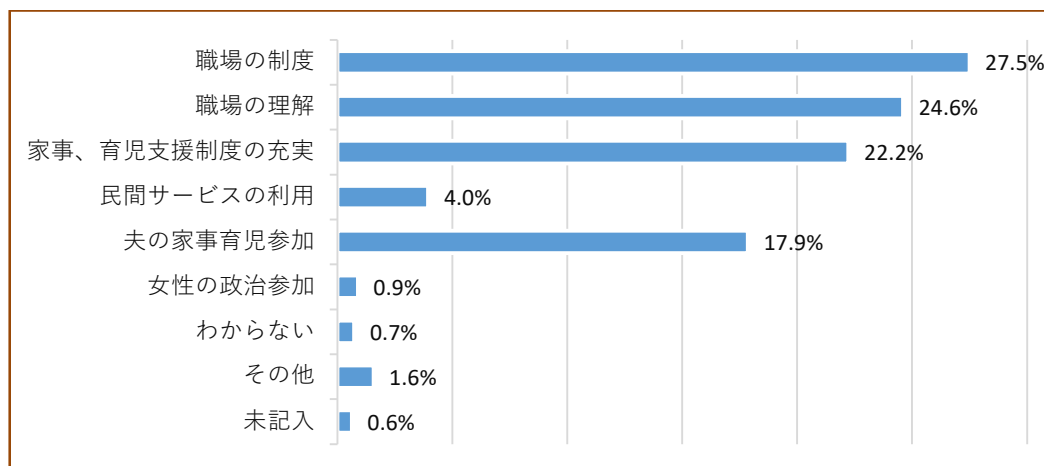
女性 上位10項目	回答者数：5384	(%)
1 男性は仕事をして家計を支えるべきだ		44.9
2 女性には女性らしい感性があるものだ		43.1
3 女性は感情的になりやすい		37.0
4 育児期間中の女性は重要な仕事を担当すべきでない		33.2
5 女性は結婚によって、経済的に安定を得る方が良い		27.2
6 女性がか弱い存在なので、守られなければならない		23.4
7 共働きでも男性は家庭よりも仕事を優先すべきだ		21.6
8 デートや食事のお金は男性が負担すべきだ		21.5
9 組織のリーダーは男性の方が向いている		20.9
9 大きな商談や大事な交渉事は男性がやる方がいい		20.9

資料⑱では、結婚や出産、育児を理由とした女性の離職事由は未だ多く、また、介護を理由とした離職も少なくないことがわかります。引き続き、育児・介護等の基盤整備を行う必要があります。

【資料⑱】 離職理由について



【資料⑳】 女性が出産後も働き続けるために必要なこと



(出典)

資料⑰：海老名市男女共同参画アンケート（令和6年度）を元に作成

資料⑱：内閣府「令和4年度性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に関する調査結果」

資料⑲：海老名市男女共同参画アンケート（令和6年度）

資料⑳：海老名市男女共同参画アンケート（令和6年度）

## 具体的な取組み

男女共同参画社会の実現のため、固定的な性別役割分担意識の解消のための意識改革や、若年層に向けた意識啓発、また、育児・介護等の基盤整備を実施します。

### ■ 指標・数値的目標

基本方針	指標	現状 (令和6年度)	目標
4 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と基盤整備	保育所等における待機児童数	18人 (令和6年度)	0人
	性別役割分担意識の解消	17.3% (令和6年度)	30.0%

## ➤ 施策の方向（1）固定的な性別役割分担意識等の解消のための意識改革

男女共同参画に関する認識を深め、広く知らせるために、情報紙の発行等を通して、周知いたします。

### ■ 主要施策

#### ⑰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革

主要事業	事業説明
男女共同参画に関する情報の提供	男女共同参画に関する認識を深め、広く知らせるために、情報紙の発行やホームページ等により情報を提供します。

## ➤ 施策の方向（2）子ども・若者に向けた意識啓発

若年層に対して、男女共同参画に関する学習機会などを設けることで、固定的な性別役割分担意識等の解消に向けて取り組みます。

### ■ 主要施策

#### ⑱ 若年層に向けた男女共同参画意識の意識改革

主要事業	事業説明
男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進	保護者対象の家庭教育学級において男女共同参画の学習機会を設け、家庭における男女共同参画意識の向上を図ります。

⑱ 学校等における基盤整備

主要事業	事業説明
男女平等の視点に基づいた生き方指導の充実	児童・生徒・教職員が固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、個性と適正に応じた生き方について、学ぶ機会を提供します。

**➤ 施策の方向（3）育児・介護等の基盤整備**

保育所の整備や、子育て支援サービスの拡充などを通して、育児に関する福祉サービスを充実します。また、介護保険等サービスを充実させることで、介護に係る福祉サービスの基盤整備を図ります。

■ 主要施策

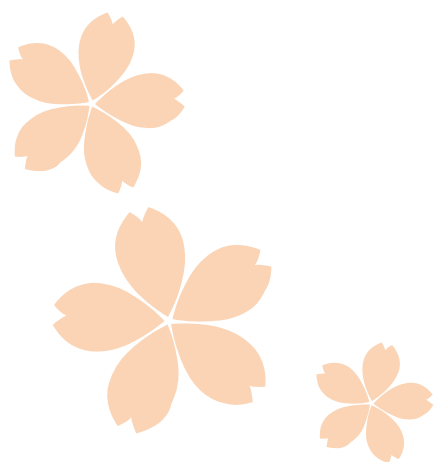
⑳ 子育てに関する福祉サービスの充実

主要事業	事業説明
保育所の整備等促進	待機児童を解消するとともに、多様な保育ニーズに対応するため、保育所の整備等を「第3期海老名市子ども・子育て支援事業計画」に基づき実施します。
多様なニーズに対応した保育サービスの充実	保育ニーズの多様化に対応するため、休日保育、延長保育、病児・病後児保育、預かり保育を「第3期海老名市子ども・子育て支援事業計画」に基づき実施します。
子育て支援センター事業の充実	育児相談、育児情報を提供し、子育てサークルや地域子育て支援拠点事業を促進する子育て支援センター事業を実施します。
ファミリーサポートセンター事業の充実	育児援助活動の調整や会員の研修、会員間の交流を行います。
あそびっ子クラブ・まなびっ子クラブの実施	小学校の体育館やグラウンド、余裕教室等を活用した遊びの場・学びの場を提供することで、放課後の活動支援・学習機会の提供を行います。
児童健全育成対策事業（学童保育）の充実	小学校区全てに設置された学童保育施設に対し、保育環境等の充実について支援を行います。
両親教室の実施	母子健康教育として妊娠・出産・育児について正しい知識の普及啓発を行い、初めて母親、父親になる人に対しても妊娠中の不安を軽減し、安全な出産・育児ができるように支援します。

㉑ 介護に関する福祉サービスの充実

主要事業	事業説明
介護保険サービスの充実	訪問介護、デイサービス事業、短期入所事業等を「えびな高齢者プラン21」に基づき実施します。

## 第4章 推進体制と進行管理



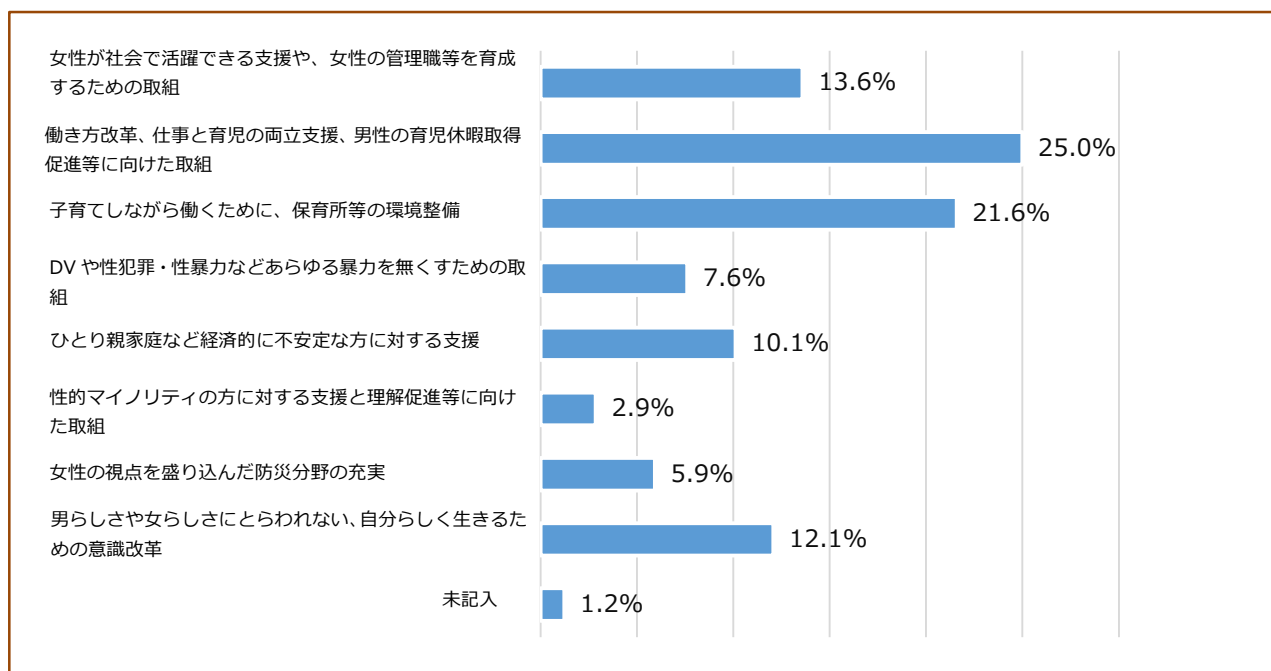
市や協議会等との協働を通して、状況を把握しながら男女共同参画の推進に取り組めます。  
また、多様な主体による評価などを通して、男女共同参画社会の実現に向けた効果的な計画の管理を行います。

## 現状と課題

男女共同参画社会の実現に向けて、より一層男女それぞれのニーズなどを明確に把握し、計画に反映されるように進めていく必要があります。

令和6年度に実施した男女共同参画アンケートでは、市で重点的に取り組むべきことについて調査を行いました。

【資料⑭】市で重点的に取り組むべきことについて



資料⑭によると、割合としては、「働き方改革、仕事と育児の両立支援、男性の育児休暇取得促進等に向けた取組」が一番高く、次に「子育てしながら働くために、保育所等の環境整備」の項目が高いことが分かります。

引き続きアンケートの実施等を通して市民のニーズを把握し、課題の分析等を行いながら男女共同参画の推進に取り組む必要があります。

(出典)

資料⑭：海老名市男女共同参画アンケート（令和6年度）

## 1 推進体制

---

### (1) 海老名市男女共同参画協議会

男女共同参画計画の推進において、市民の視点を加えることで事業に対する客観性や信頼性を高めるため、市民や各種団体の代表者で構成する「男女共同参画協議会」を設置します。

### (2) 海老名市男女共同参画行政推進会議

市職員で構成する「男女共同参画行政推進会議」を開催し、男女共同参画の視点を持って事業を推進できるよう市役所全体で取り組みます。

### (3) 審議会等における男女共同参画の推進

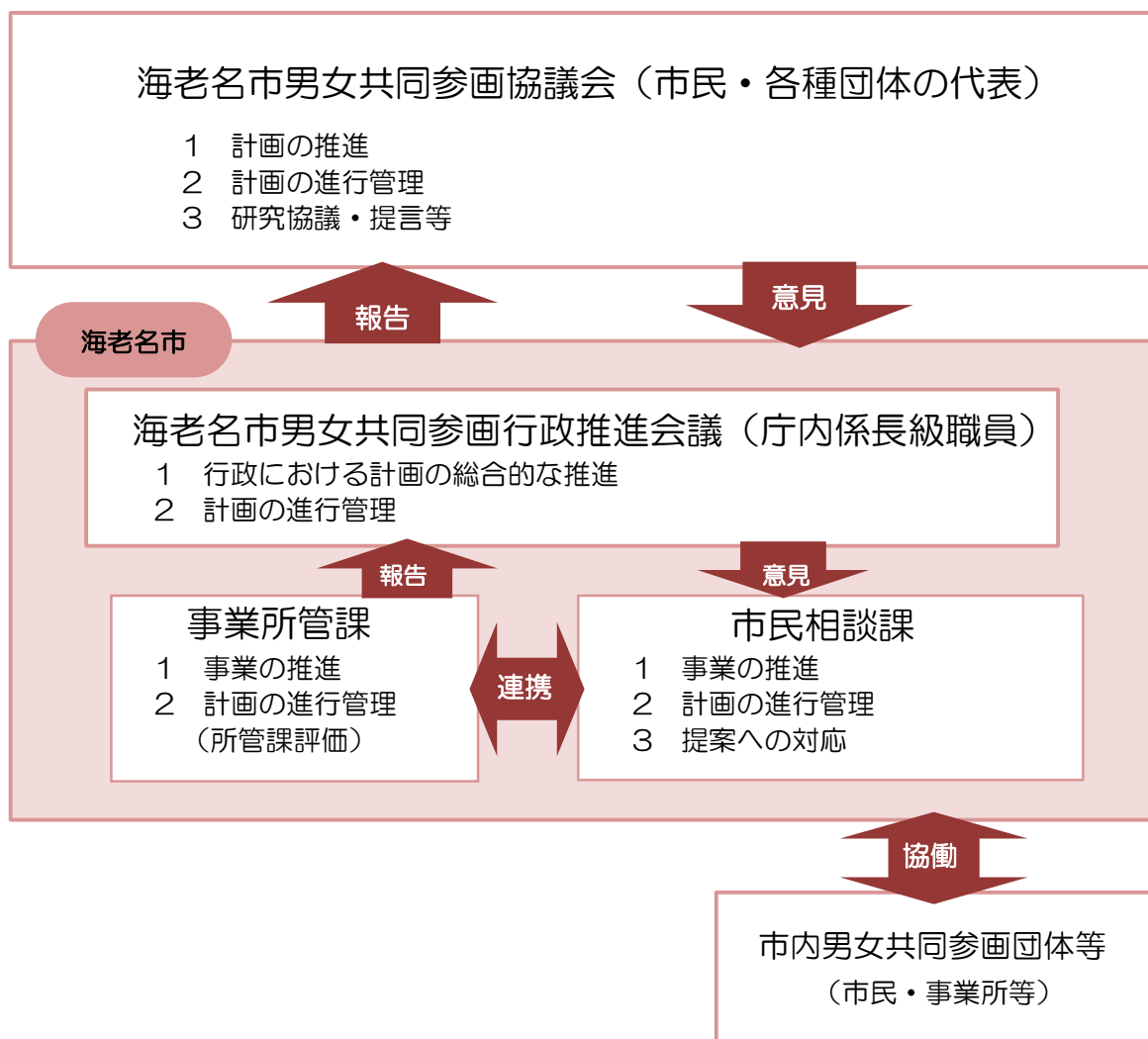
市民意見を市政に反映するため、政策や方針を決定する重要な役割を担う審議会等への市民参加など、「海老名市市民参加条例」に基づき推進していくとともに、女性委員の積極的な登用にも配慮していきます。

### (4) 市の男女共同参画施策への提案

市の男女共同参画施策をより幅広く着実に推進するため、市が実施する男女共同参画施策または事業に関する市民からの提案に対し、適切に対応します。

### (5) 市役所の男女共同参画推進に向けた取り組みの強化

男女共同参画を推進し、事業を効果的に推進していくためには、市役所内部の男女共同参画意識の浸透が欠かせません。そして、市役所自体が男女共同参画の職場を実践することで、市内事業所や市民へのモデルともなります。市職員全体が男女共同参画社会の必要性について十分に認識し、「海老名市特定事業主行動計画」と連携を取りながら、全庁的に男女共同参画を推進します。



## 2 進行管理

本計画では、事業所管課における事業の進捗状況を確認・把握するため、報告書を毎年度作成し、ホームページ等で市民へ公表します。また、進行管理をするための組織を設置し、計画の実施状況の把握や点検を継続して行います。

### (1) 事業所管課による評価

本計画の事業所管課が、前年度実施した事業の進捗状況をまとめ、それに自課による評価を行い、評価書を作成します。

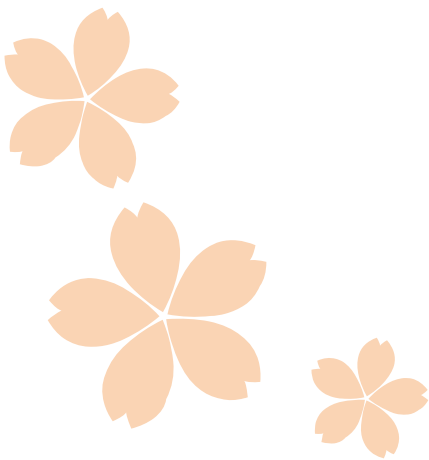
### (2) 「海老名市男女共同参画行政推進会議」による評価

本計画の事業所管課等の係長級職員を中心に構成される「海老名市男女共同参画行政推進会議」において、事業所管課の評価書に対する意見・提言を行います。

### (3) 「海老名市男女共同参画協議会」による評価

市民の視点を加えることで事業評価に対する客観性や信頼性を高めるため、市民の代表や各種団体から推薦された方で構成される「海老名市男女共同参画協議会」にて、行政の評価結果に対し意見・提言を行います。

## 付属資料



## 海老名市男女共同参画アンケート調査の結果

市政に対する市民意識の傾向を把握し、市の施策事業等に反映させるため、市内在住の2,000人を対象に、令和6年8月13日から9月16日まで、海老名市男女共同参画アンケートを実施しました。回答者は682名で、回収率は34.1%です。アンケートの質問項目の調査結果は、次のとおりです。

### (1) 男女共同参画に関する言葉の認知度

男女共同参画の周知度を測るために、各項目について調査をしたところ、次のとおりとなりました。図1では、「LGBTQ+」、「性的マイノリティ」は社会に広く認知されていることがわかります。一方で、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」「M字カーブ」は、まだまだ認知されていないことがわかります。

※図1から図3の数値の単位は%

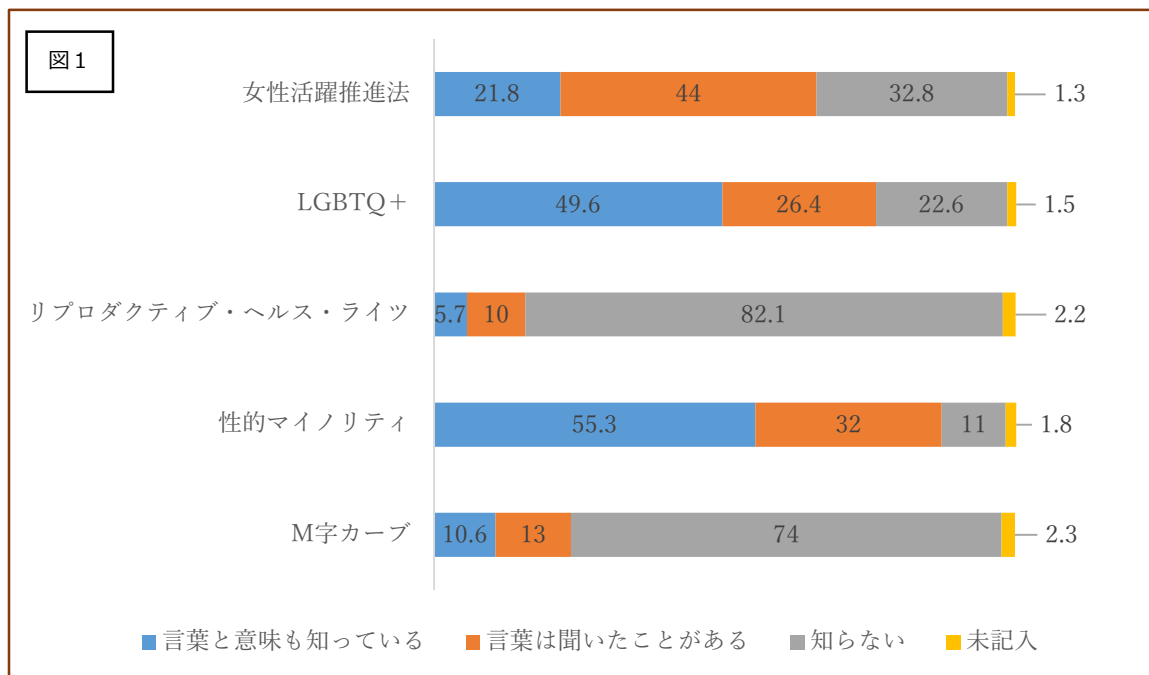


図2では、「男女共同参画社会」や「ワーク・ライフ・バランス」など、これまでの施策から広く社会に認知され、また実践していることもわかります。「ポジティブ・アクション」「ダイバーシティ」「ALLY (アライ)」については、まだまだ、認知がされていなく、引き続き取り組む必要があります。

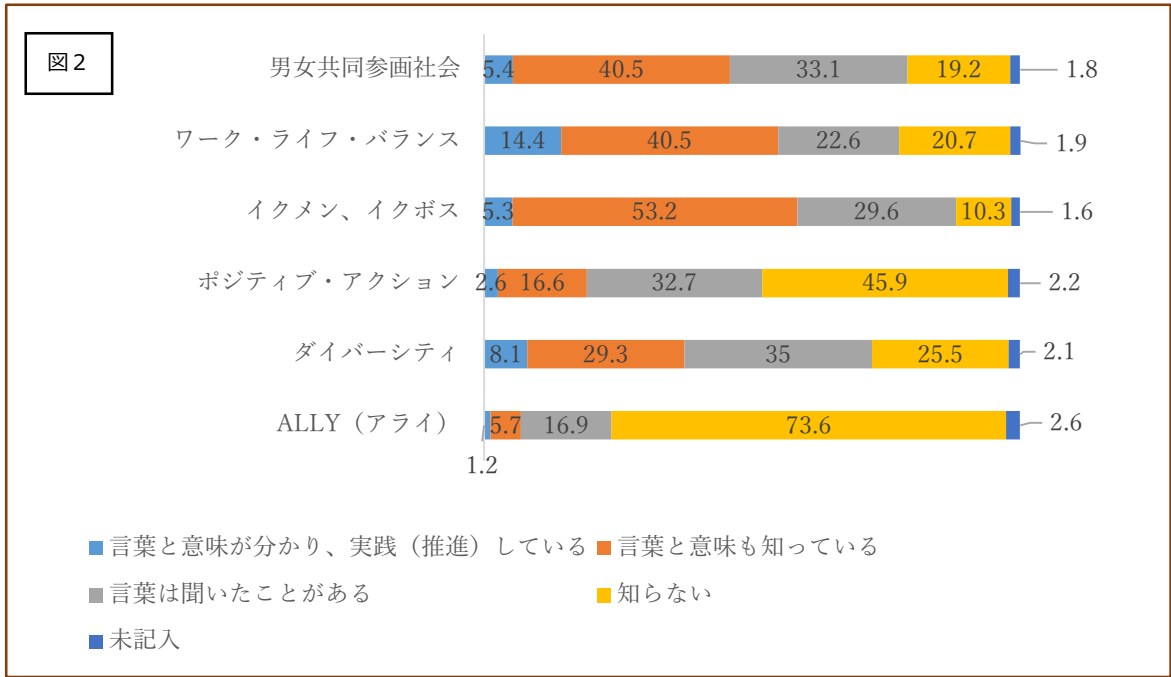
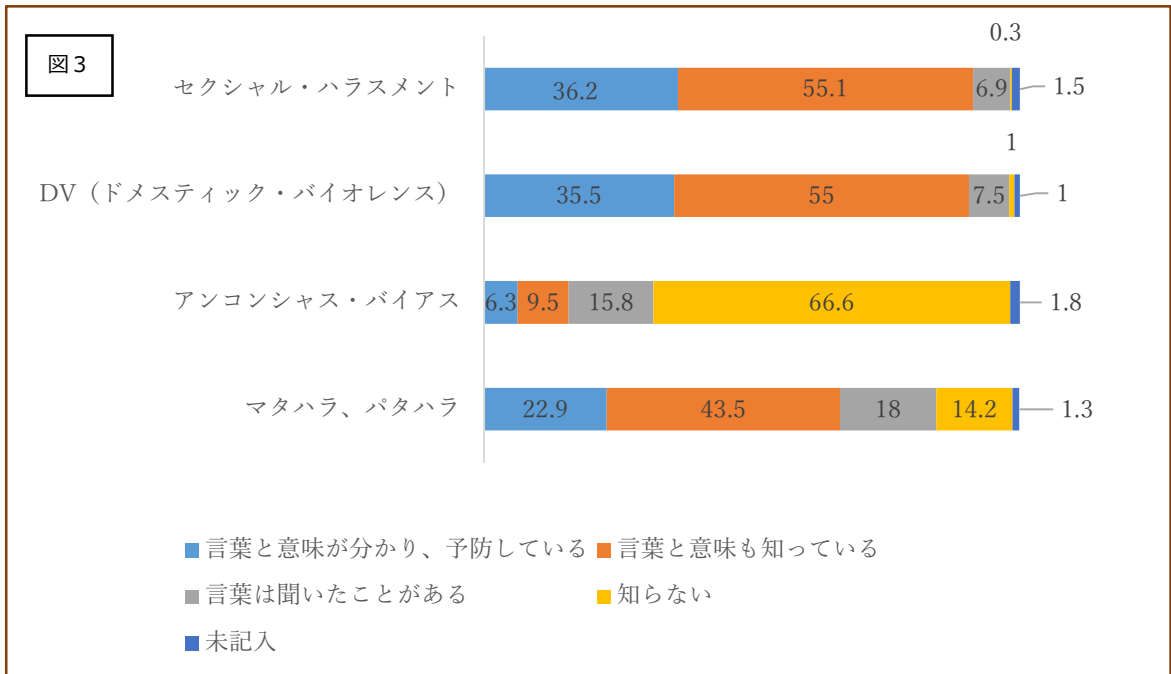


図3によれば、「セクシャル・ハラスメント」「DV」「マタハラ・パタハラ」は、広く社会に認知され、またその予防に取り組んでいることが分かります。「アンコンシャス・バイアス」はまだまだ社会に浸透してなく、より一層取り組む必要があります。

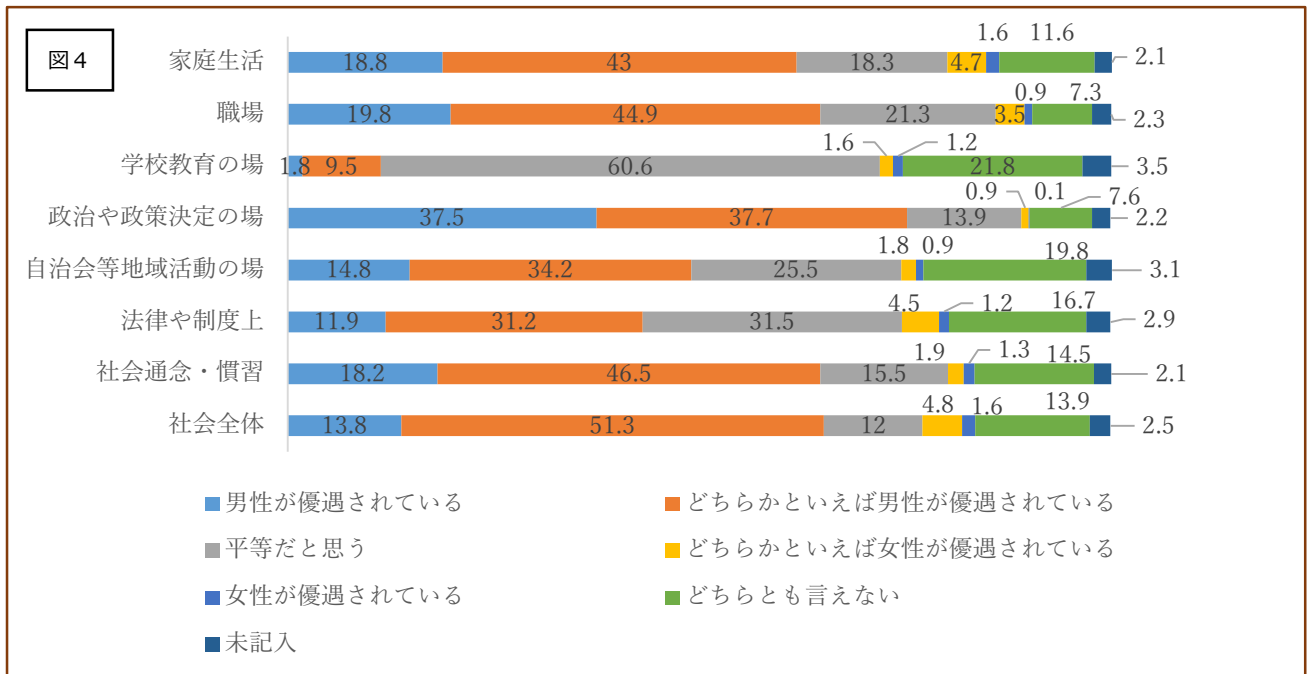


## (2) 男女の地位は平等になっているか

図4では、「男女の地位は平等になっていると思いますか」という質問に対し、それぞれの分野について「男性が優遇されている」「どちらかといえば男性が優遇されている」「平等」「どちらかといえば女性が優遇されている」「女性が優遇されている」「どちらとも言えない」の6項目から1つを選択してもらいました。「平等」という回答が1番高くなった分野は、「学校教育の場」と「法律や制度上」となっています。

その他の分野については、「男性が優遇されている」「どちらかといえば男性が優遇されている」が総じて高いことから、男女間において不平等な場面は多いことがわかります。

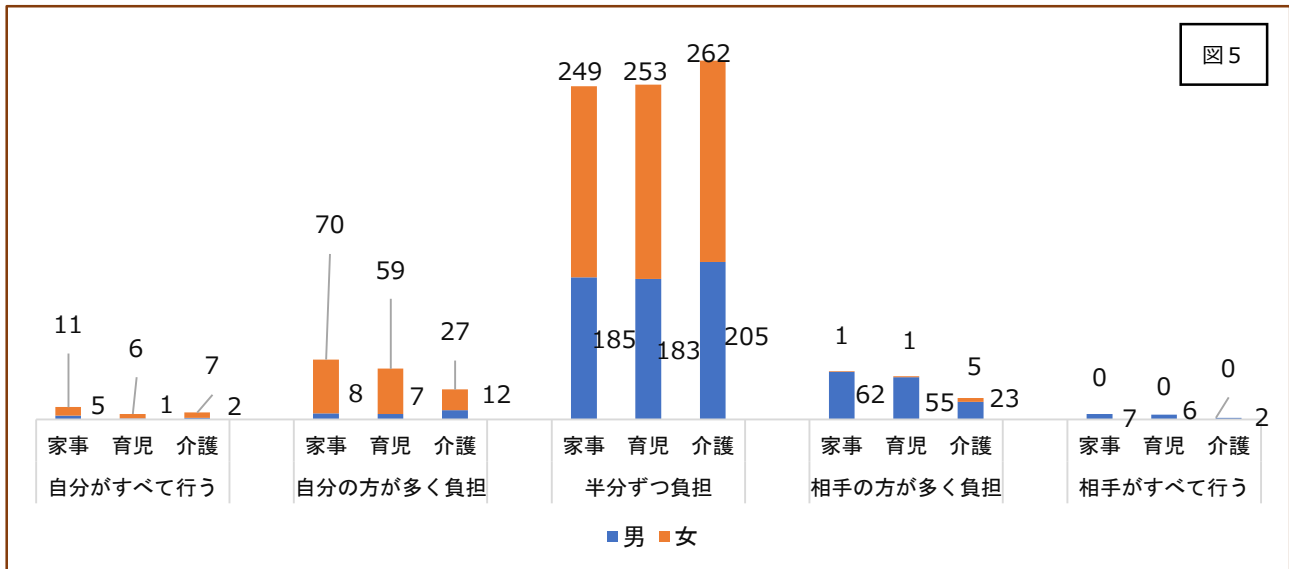
※数値の単位は%



## (3) 理想の家事・育児・介護の分担について

家事・育児・介護における理想の分担は、図5によると性別に関わらず「半分ずつ負担」が高いことがわかります。また、いずれにおいても、一定の割合で、男性は「相手の方が多く負担」、女性は「自分の方が多く負担」を選んでいきます。

その他を選んだ方の意見として、家事においては、「話し合いを通して決める」「得意不得意を補いながら行う」といった意見がありました。育児においては、「育児は責任をもって分担すべき」、「できる方ができる事を行う」といった意見がありました。介護においては、「その他」の意見では、「自分の親をそれぞれが介護すればよい」、「話し合いで分担を決める」、「ヘルパー等のサービスや施設を利用する」といった意見がありました。

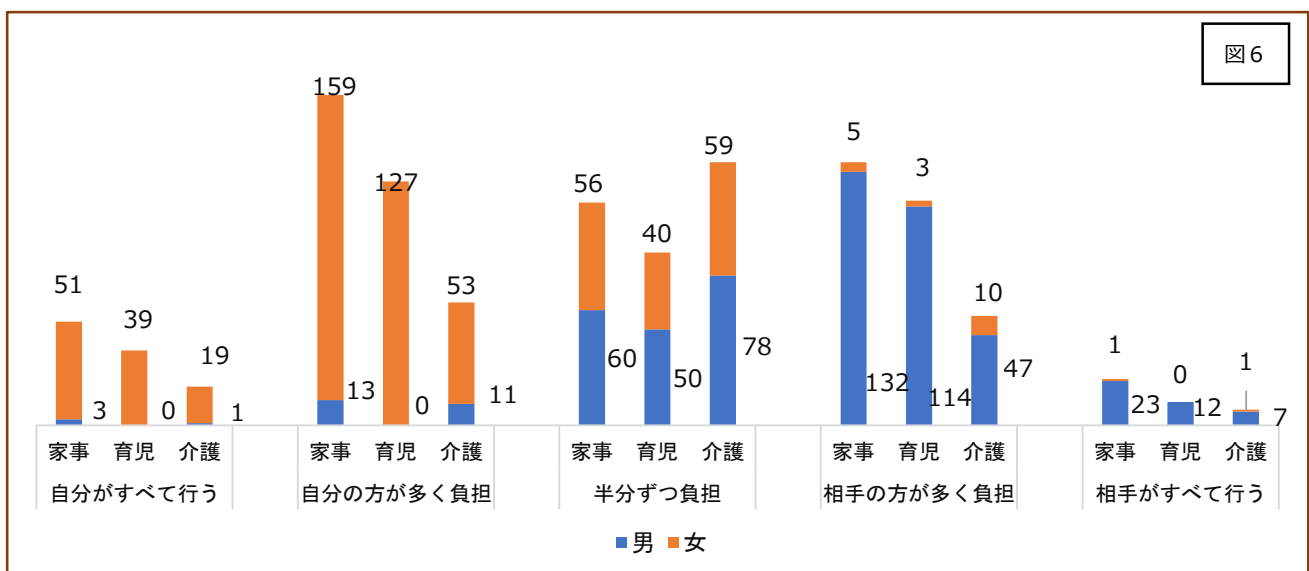


#### (4) 実際の家事・育児・介護の分担について

家事・育児における実際の分担は、図6によると、女性の負担が大きいことがわかります。一方で介護においては、半分ずつ負担している割合が高いことがわかります。

その他を選んだ方の意見として、家事においては、「男性が仕事、女性が専業主婦」という構成であることや、「得意不得意に応じて行う」といった意見がありました。育児においては、「共働きでは、お互いに行うことを行なった」「平日は母親が担当し、休日は父親も協力してくれた」という意見がありました。

「保育園や通院は母親」といった意見も見受けられました。介護においては、「施設に入居」「自身の親は自身で介護する、必要があればお互いに協力」という意見がありました。

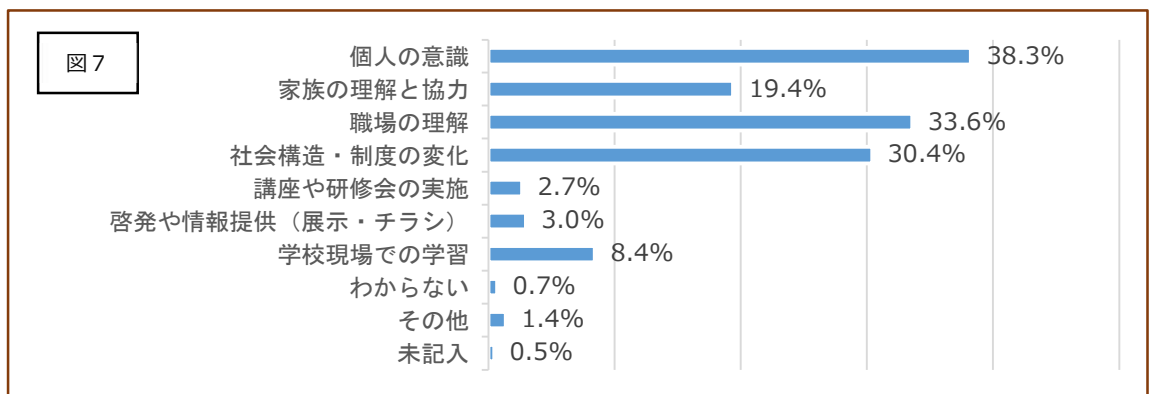


## (5) 男性が家事、育児、介護、地域生活に積極的に参加するためには何が必要か

図7によれば、男性による家事、育児、介護、地域生活に参加をするにあたっては、「個人の意識」、「職場の理解」、「社会構造・制度の変化」、「家族の理解と協力」が高いことがわかります。

「その他」の意見としては、「時間や経済的な余裕が必要」「男性も育児をすることが一般的という社会的意識の醸成」といったものがあります。

個人の意識に係る啓発や、企業などにおけるワーク・ライフ・バランスの推進などに、引き続き取り組む必要があります。

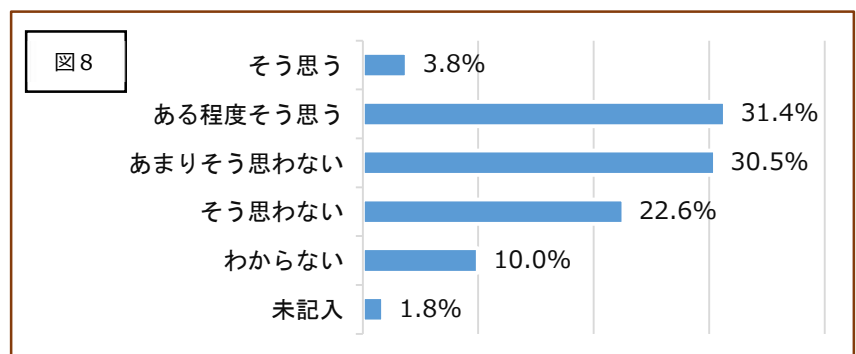


## (6) 男性の育児休暇・育児休業の取得に対する社会の支援や理解は十分だと思うか

図8を見ると、「あまりそう思わない」「そう思わない」の合計は過半数となっています。一方で、「ある程度そう思う」を選んだ割合も高いことが分かります。

「あまりそう思わない」「そう思わない」を選んだ理由では、「育児休暇あってもとりにくい」、「男性が育児休暇を取得しても協力してくれないこともある」、「給料が減るから」、「大企業は整いつつあっても中小企業では難しい」といった意見がありました。

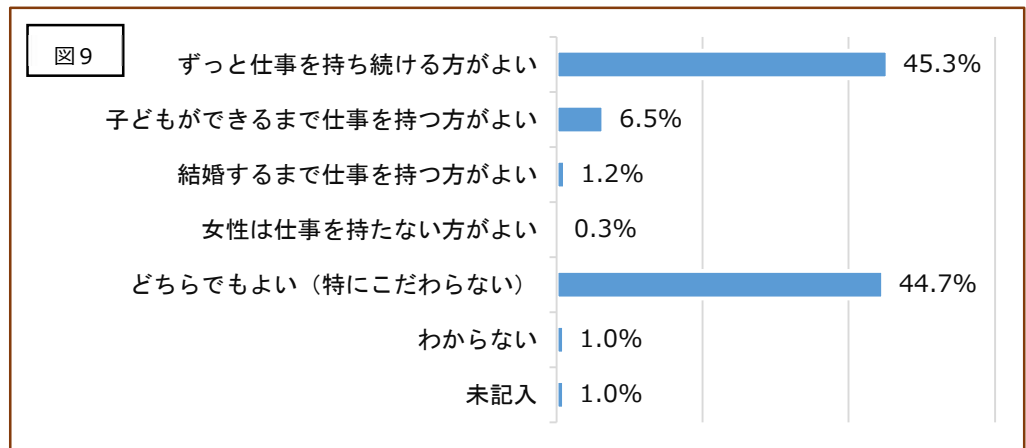
企業によって育児休暇を取得しやすいかどうか異なり、また、男性の育児休暇に対する社会の意識もまだまだ低いことが分かります。



## (7) 女性が仕事を持つことについて、どう考えるか

図9によれば、「ずっと仕事を持ち続ける方がよい」、「どちらでもよい (特にこだわらない)」を選んだ人の割合が高いです。

仕事を持ち続けられるように、職場環境などを整えていく必要があります。

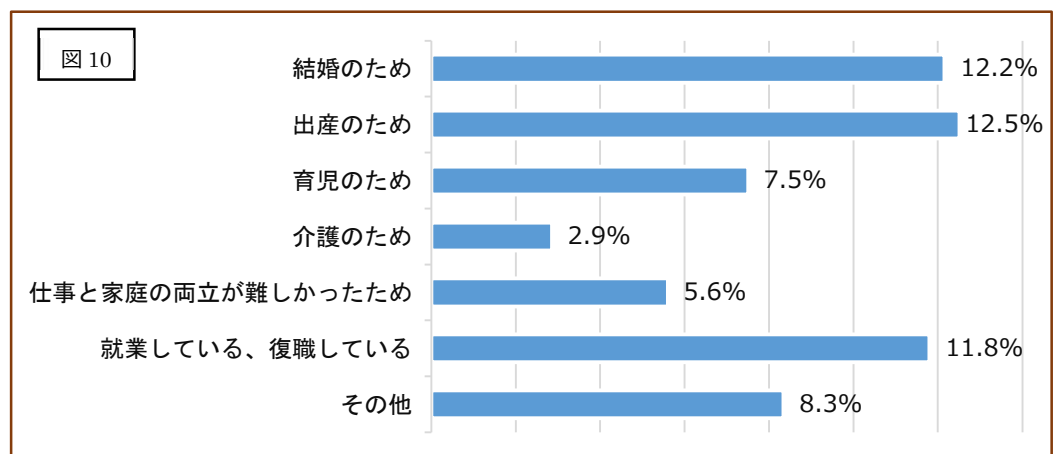


## (8) 離職理由はどのようなものか、また、女性が出産後も働き続けるためには何が必要か

離職したことがある方について、その理由を調査したところ、図10のとおりとなりました。

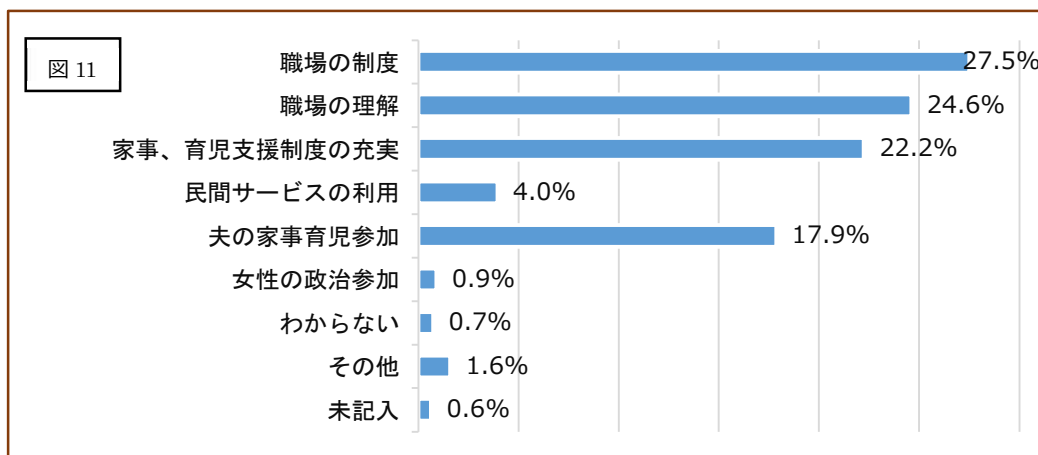
「結婚のため」、「出産のため」という理由により、離職をしていることがわかります。

「その他」の意見では、「保育所に入所できなかったため退職した」といった意見がありました。



「女性が出産後も働き続けるためには、何が必要か」という調査に対しては、図 11 によると、「職場の制度」、「職場の理解」、「家事、育児支援制度の充実」、「夫の家事育児参加」の順に高い割合であることがわかります。

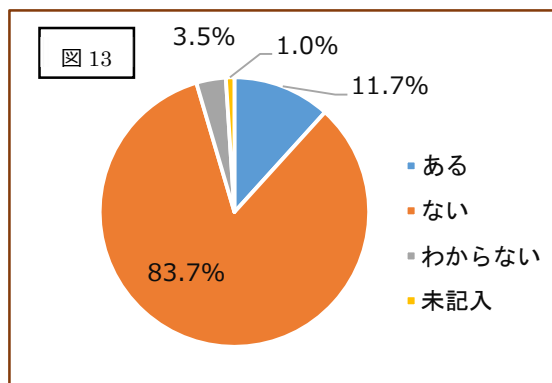
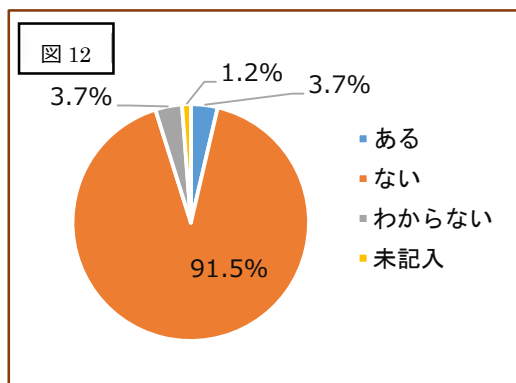
「その他」の意見では、「子どもがいたら働くことは難しい」、「自営業は産休・育休などが無く大変」、「家族の理解」、「子どもが最優先であることに対する職場の理解」などがありました。



結婚や出産をしても、その後の生き方の選択肢を狭めることのないよう、企業における理解促進、啓発などに取り組んでいく必要があります。

## (9) DV (ドメスティック・バイオレンス) について

「DVをしたことがありますか」という調査に対しては、図 12 のとおりです。一方で、「DVを受けたことがありますか」という調査については、図 13 のとおりとなりました。

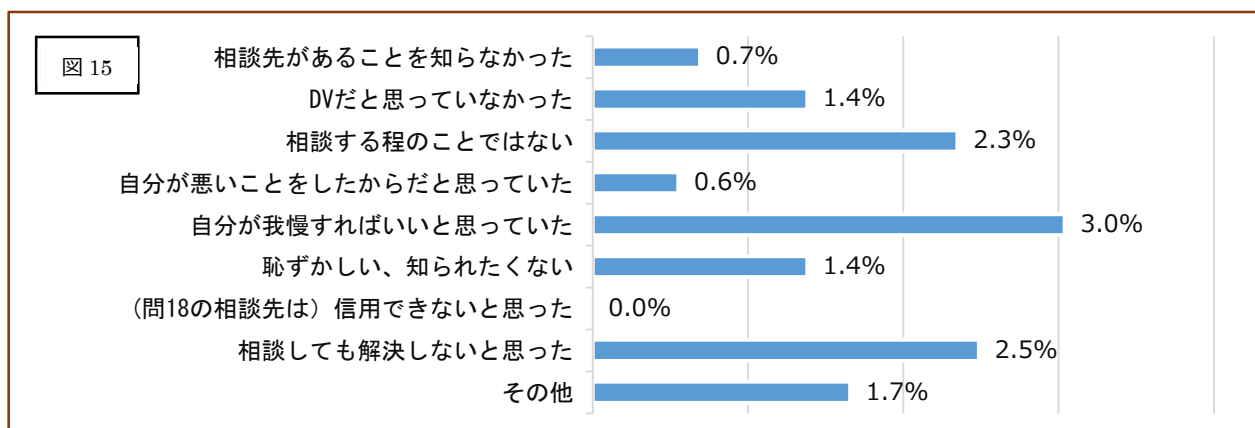
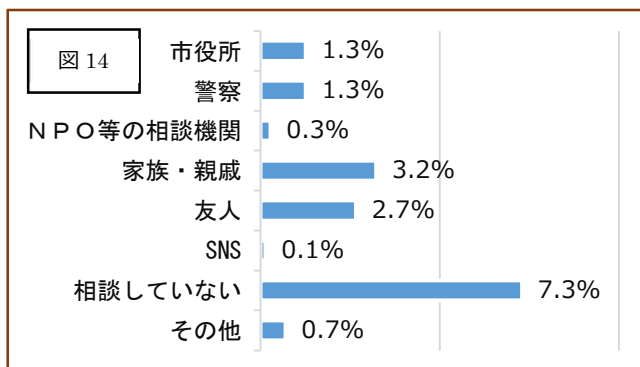


DVを受けたことがある人のうち、相談先について調査をしました。図14によれば「相談をしていない」という回答が多いことがわかります。また、図15によれば、相談をしなかった理由として「自分が我慢すればいいと思っていた」を選んだ人が多いことがわかります。

一方で「相談先があることを知らなかった」を選んだ方は少ないことから、DV支援に係る相談先の周知は一定程度の成果が出ていると考えます。

「その他」を選んだ人の中では、「市役所で知り合いが働いていると相談部屋に入っていくのが嫌」、「相談場所がどんな雰囲気なのか、電話相談だけでも大丈夫なのか」、「大事になりたくない」といった意見などがあります。

「DVだと思っていなかった」という回答も一定の割合であることから、DVの形態なども含めて、引き続きDVに関する啓発や周知活動に取り組む必要があります。



## (10) 性暴力などに係る若年層への啓発

J Kビジネスなど性犯罪や性暴力を未然に防止するための取り組みについて、調査を行いました。

「子どもの性を売り物とすることに関する犯罪被害等を防止するために、どのようなことが必要です

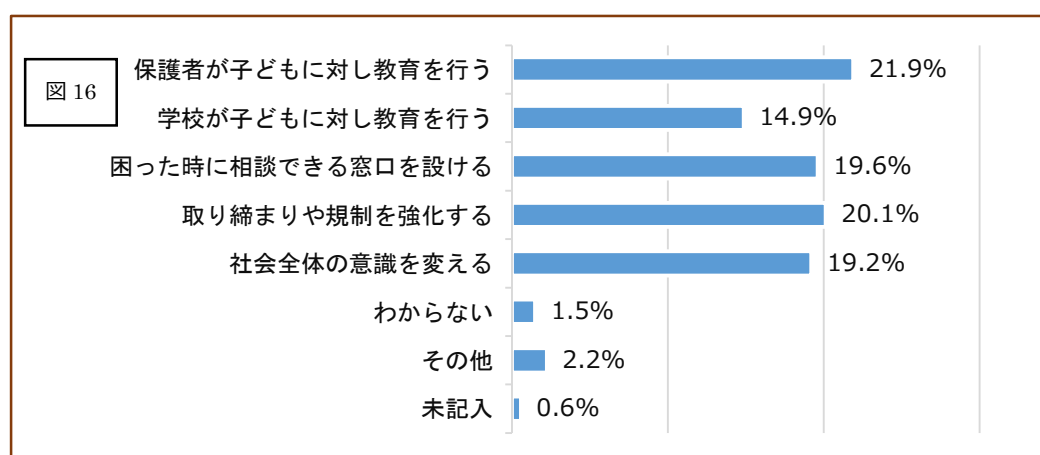
か」という設問に対しては、図 16 のとおりとなりました。

回答として、高い割合であったのは、「保護者が子どもに対し教育を行う」、「取り締まりや規制を強化する」、「困った時に相談できる窓口を設ける」、「社会全体の意識を変える」の4項目でした。

また、「学校が子どもに対し教育を行う」も選んでいる人も多いことがわかります。

「その他」の意見としては、「罰則の厳罰化」、「家庭環境に起因することも多いため、サポートする専門職が必要」、「ネット規制の強化」などがありました。

引き続き様々な場面での性被害や性暴力の防止等における周知や、相談窓口のご案内等を行っていく必要があります。

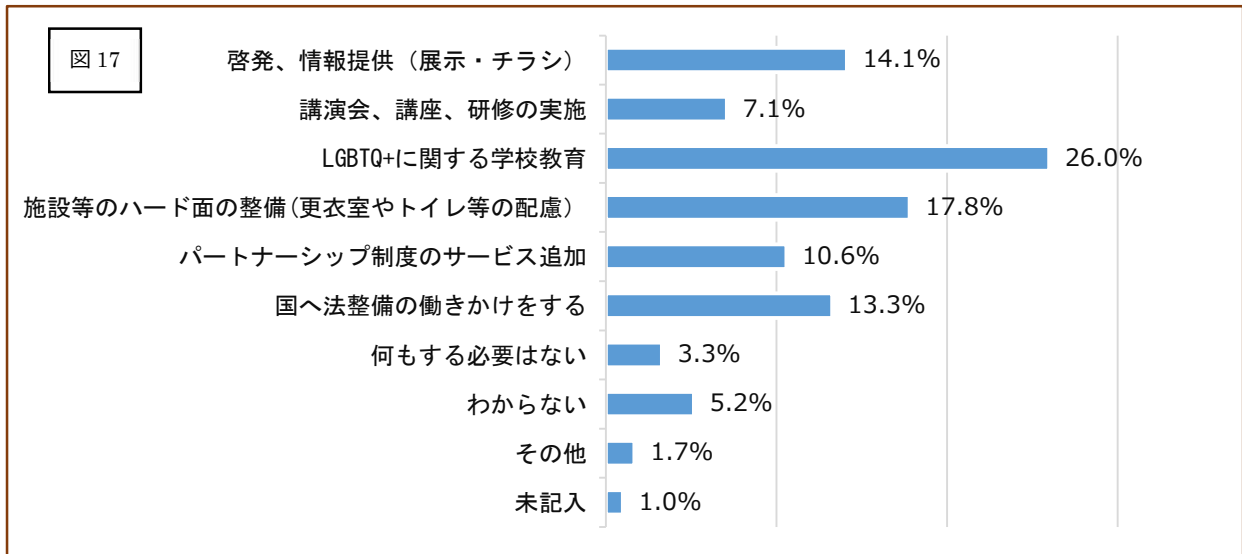


### (11) 性的マイノリティの方が暮らしやすくするためには

図 17 によると、最も選んだ回答が多かったのは「LGBTQ+に関する学校教育」、「施設等のハード面の整備(更衣室やトイレ等の配慮)」、「啓発、情報提供(展示・チラシ)」、「国へ法整備の働きかけをする」、「パートナーシップ制度のサービス追加」、「講演会、講座、研修の実施」でした。

また、「その他」の意見では、「外国に旅行した際に図書館のトイレが男女兼用だった」、「多目的トイレの数を増やす」、「学校教育に取り組むのは、刷り込みにもなるため止めた方がいい」、「同性婚を認めてほしい」などがあります。

様々な視点からより一層研究を重ね、みんなが暮らしやすい社会の形成に取り組んでいく必要があります。

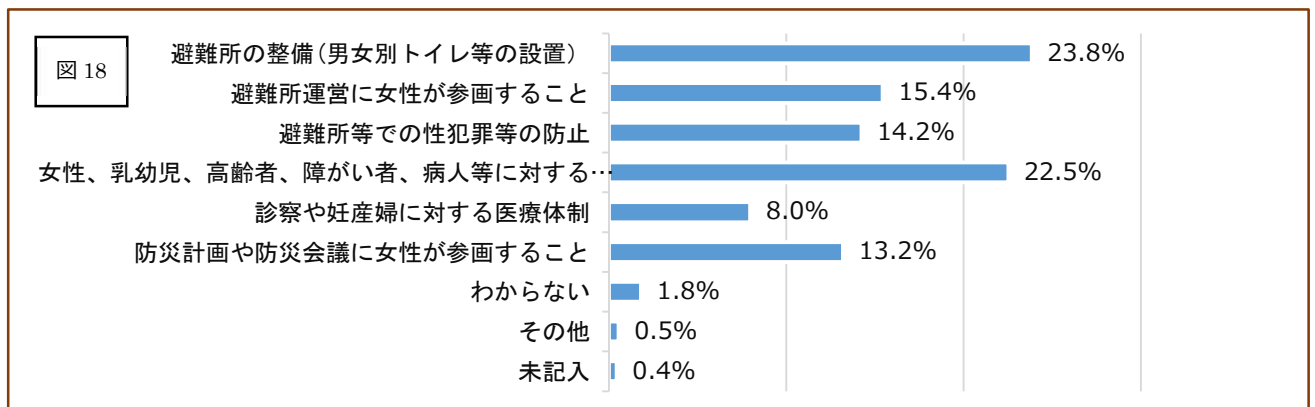


## (12) 防災に関することで男女共同参画を推進していくために必要なこと

図 18 によれば、「避難所の設備（男女別トイレ等の設置）」が一番高く、次に「女性、乳幼児、高齢者、障がい者、病人等に対する備品等の備え」、「避難所運営に女性が参画すること」、「避難所等での性犯罪等の防止」、「防災計画や防災会議に女性が参画すること」、「診察や妊産婦に対する医療体制」の順で続いています。

「その他」の意見では、「避難所で起こりやすい性犯罪や、男女が協力して過ごせるマニュアルなどを市民に配布する」、「実際に何が問題になり、被災地等ではどのように解決ができたのか（解決すればよかったのか）等の知見がないため、状況を啓蒙していくことが必要」、「男女で役割を分けないこと」などの意見がありました。

避難所の開設、運営等にあたっては、これらの観点に注意しながら取り組んでいく必要があります。

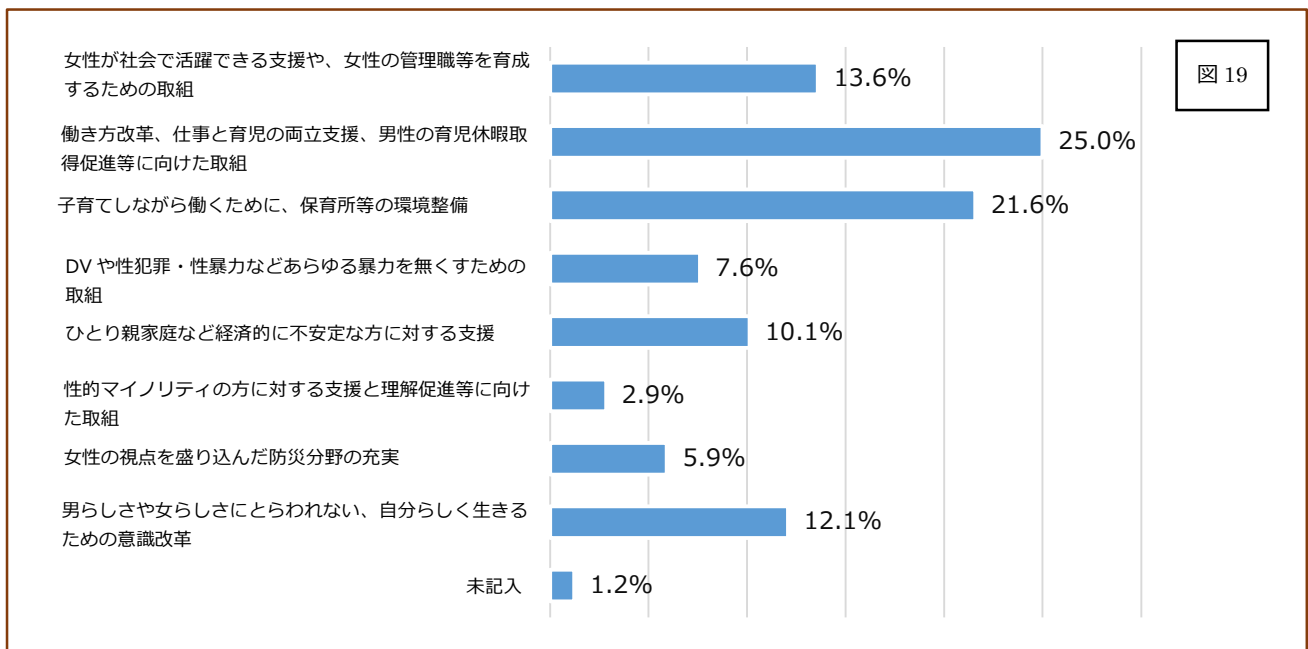


### (13) 男女共同参画社会の実現に向けて、市で重点的に取り組むべきこと

図 19 によると、「働き方改革、仕事と育児の両立支援、男性の育児休暇取得促進等に向けた取組」が一番高く、次に「子育てしながら働くために、保育所等の環境整備」の項目が続いています。

また、「女性が社会で活躍できる支援や、女性の管理職等を育成するための取組」、「男らしさや女らしさにとらわれない、自分らしく生きるための意識改革」、「ひとり親家庭など経済的に不安定な方に対する支援」の項目についても、一定程度の回答がありました。

ワーク・ライフ・バランスの推進や、職場などにおける意識改革などにより一層取り組んでいく必要があります。また、保育所等の子育て環境整備など、引き続き重点的に取り組んでいく必要があります。





## 策定経過

年 月	経 過
令和6年4月	第1回海老名市男女共同参画協議会 協議会委員の委嘱
令和6年5月	プラン（素案）の体系・方針・目標の作成
	海老名市男女共同参画行政推進会議 第3次海老名市男女共同参画プラン内部評価
令和6年7月	第2回海老名市男女共同参画協議会 第3次海老名市男女共同参画プラン内外部評価 プラン（素案）の体系・方針・目標の検討
	男女共同参画アンケート（案）の男女共同参画協議会委員意見照会
令和6年8月	男女共同参画アンケートの実施
令和6年10月	第3次海老名市男女共同参画プラン 事業評価結果報告書及び計画期間の総評の策定
	男女共同参画アンケート 男女共同参画にかかわる調査のまとめ
	第3回海老名市男女共同参画協議会 プラン（素案）について、アンケート結果を踏まえた検討
	関係各課と個別協議
令和6年11月	実施事業調査（関係各課） プラン（素案）の検討
令和7年1月	第4回海老名市男女共同参画協議会 プラン（案）について海老名市男女共同参画協議会委員意見照会
令和7年2月	2月1日～3月3日 パブリック・コメント実施（市民意見の募集）
令和7年3月	3月政策会議・最高経営会議 パブリック・コメントの結果及びプランの報告
	第4次海老名市男女共同参画プランの発行

第10期海老名市男女共同参画協議会委員名簿

任期：令和6年4月1日～令和8年3月31日

令和6年4月1日更新

(順不同)

	氏名	選出母体	備考
1	今別府 淳子	海老名市人権擁護委員会	会長
2	小林 英子	特定非営利活動法人かながわ女性会議	副会長
3	相原 京子	国際ソロプチミスト海老名	
4	越智 正則	海老名市民生委員児童委員協議会	
5	蓮見 恭子	社会福祉法人海老名市社会福祉協議会	
6	小宮 洋子	海老名市小中学校長会連絡協議会	
7	中原 宏平	海老名商工会議所	
8	飯田 和子	市民公募委員	
9	飯田 壽枝	市民公募委員	
10	筧 康夫	市民公募委員	
11	滝口 澄子	市民公募委員	
12	福田 一江	市民公募委員	
13	松石 明美	市民公募委員	
14	山本 加代子	市民公募委員	

アドバイザー	
広岡 守穂	中央大学名誉教授

## パブリックコメントの結果

---

この計画の策定にあたり、市民の皆さまからご意見をいただくため、パブリックコメントを実施しました。その結果は、以下のとおりです。

### 1 意見募集期間

令和7年2月1日（土）～令和7年3月3日（月）

### 2 寄せられた意見

・意見提出者数           0件

## ●●● 男女共同参画用語 ●●●

### ● ジェンダー = 社会的性差

生物学的な性の差（Sex）ではなく、「男らしさ」や「女らしさ」といった、社会や文化によって作り上げられた性の差を指します。ジェンダーには、男女の固定的性別役割分担意識や偏見から、伝統文化やファッションに至るまで、幅広い分野が含まれます。

すべてのジェンダーが、男女共同参画社会の形成を阻害するものではありません。しかし、時としてジェンダーが男女の理想の姿として固定化され、それが一方の性への差別や、機会の不平等につながることもあるので注意が必要です。

### ● M字カーブ

女性の年齢階級別労働力人口比率をグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になり、M字に見えることから、M字カーブと呼称される。近年は改善されてきており、台形の形に近づいている。

### ● L字カーブ

女性の年齢階級別正規雇用比率を線グラフ化したとき、20歳代後半を山とし、その後は右方下がりになっている状態であり、L字に見えることから、L字カーブと呼称される。

### ● ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

「会長は男性」「保育、介護、看護職は女性」「管理職は男性が大半を占めている」等、社会的、構造的な理由によって一方の性が不利益を受けている場合に、機会が実質的に均等になるように改善していく措置のこと。企業の管理職や国や地方公共団体の審議会等における女性の積極的な登用も、ポジティブ・アクションの一環といえます。なお、ポジティブ・アクションは、あくまでも機会が均等になるまでの特例的、暫定的な措置です。

クオータ制は「女性を増やすために、優先的に採用枠を当てていく」という発想ですが、近年はパリティ（等価）制による「人口全体に女性が約半数いることに比して、選挙の候補者や試験の受験者も男女同数にする」という新しい考え方も広がっています。

### ● ダイバーシティ

意味は「多様性」。性別や人種の違いにとらわれず、多様な人材を積極的に活用しようとする考え方のことです。多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことを「ダイバーシティ社会」といいます。

### ● ロールモデル

将来像を描いたり、自分のキャリア形成を考える際に参考とする役割モデルをいいます。一人ひとりが具体的に自分にあったチャレンジをイメージし選択できるよう、身近なモデル事例を提示する重要性が指摘されています。

### ● メディア・リテラシー

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力を構成要素とする複合的な能力のことをいいます。新聞やテレビなどのメディアで紹介される男女のイメージは、メディア側による加工がされています。現実には多様な男女の姿があるにもかかわらず、加工されたイメージが典型的な男女像であると認識される危険性があるため、情報を読み解き、判断し、理解することが必要です。

### ● イクメン、イクボス

イクメンは子育てを楽しみ、自分自身も成長する男性のことです。イクボスとは、部下や同僚の子育てや介護、ワーク・ライフ・バランスに配慮・理解する上司のことです。

### ● 固定的な性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事、女は家庭」「男性は主要な業務、女性は補助的業務」というように、性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のことです。

「男だから」、「女だから」と決めつけることのなく、相手を尊重し、個人の能力や個性が発揮できるような社会を作る必要があります。

## ● エンパワーメント

自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在となり、力を発揮し、行動していくことです。

## ● マタニティ・ハラスメント

妊娠・出産した女性に対する職場での嫌がらせのことです。出産後の就業継続を妨げる大きな要因になっています。

## ● リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

女性が子どもを産む・産まない、あるいは子どもの人数や出産間隔・時期などについて、選択し、尊重される権利の事をいいます。

女性が過剰な期待や圧力に悩み、苦しむケースが増えています。一人ひとりの女性の意思と健康状態が十分尊重され、選択の自由が保障されることが大切で、女性の重要な人権の一つです。

## ● デートDV

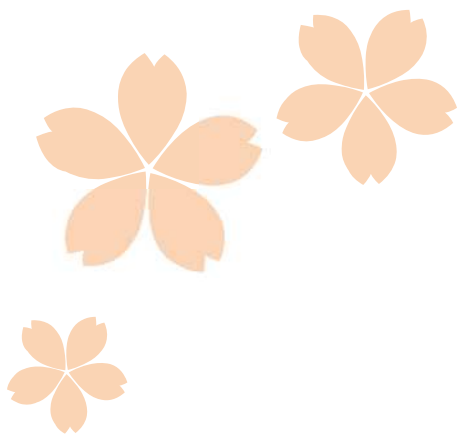
恋人間の暴力をいいます。殴る、蹴るはもちろん、腕を強くつかむ、傷つく言葉をいつも言う、不機嫌になる、メールや電話をチェックする、遊んでいい友達を決められる、無理やり性的行為をする、デート費用をいつも支払わされる、プレゼントを強要する等、身体的暴力に限らず、精神的、性的、経済的等あらゆる形の暴力が含まれます。

## ● AV 出演強要・「JK ビジネス」等の被害

アイドルやモデルの勧誘、高収入アルバイトを装って、女性が性的な写真や動画の撮影を強要されたり、暴力やストーカー等の被害を受ける問題が全国で発生しています。政府は、4月を『AV 出演強要・「JK ビジネス」等被害防止月間』として、若い女性に対する被害防止の取り組みを進めることとしています。

## ● アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）

潜在的に持っている思い込みのこと。育った環境や、集団の中で固定観念となっていく。



●●● ひとりで悩まず電話してください ●●●

海老名市イメージキャラクター  
えび～にゃ

市は、「女性相談員による女性のための相談」を実施しています。  
夫やパートナー男性からの暴力や女性の悩みについて一緒に考えます。



女性相談ダイヤル ☎046-231-2224

月曜日～金曜日（休日・祝日・年末年始除く）9時15分～12時  
13時～17時

※掲載内容は発行時点のものです。内容等が変更されることがありますので、詳細はお問合せください。

---

## 第4次海老名市男女共同参画プラン

令和7年3月発行

令和8年4月改訂

編集・発行 海老名市役所 市民協働部

市民相談課 人権男女共同参画係

〒243-0492 海老名市勝瀬 175 番地の1

TEL 046-235-4568

